

四街道市地域防災計画

共通編
(案)

令和5年度修正

四街道市防災会議

目次

共通編	1
第1章 災害予防計画	1
第1節 防災体制の強化	1
第1 応急活動体制の整備	1
第2 消防活動体制の整備	7
第3 応急医療体制の整備	10
第4 緊急輸送体制の整備	12
第5 避難環境の整備	15
第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備	20
第7 給水体制・給水拠点の整備	21
第8 廃棄物処理体制の整備	22
第2節 防災行動力の向上	24
第1 防災意識の向上	24
第2 防災訓練	26
第3 自主防災組織等の育成・強化・支援	28
第4 ボランティア活動の環境整備	31
第5 要配慮者の安全確保対策	33
第6 教育施設等の防災対策	37
第7 帰宅困難者等の事前対策	38
第3節 災害に強いまちづくり	41
第1 災害に強い都市構造の形成	41
第2 都市基盤整備の推進	44
第3 火災予防	46
第4節 被害防止対策の推進	49
第1 地盤災害予防対策	49
第2 水害予防対策	53
第3 風害予防対策	54
第4 雪害予防対策	55
第5 大規模事故災害予防対策	56
第6 災害の防止に関する調査研究	62
第2章 受援計画	64
第1節 受援体制の整備	64
第2節 人的支援の受入れ	66
第3節 物的支援の受入れ	67
第3章 災害復旧・復興計画	69
第1節 市民生活安定のための緊急措置	69
第2節 災害復旧計画	73
第1 復旧事業実施体制	73
第2 災害復旧事業計画の作成	73
第3 激甚災害の指定	75
第3節 災害復興計画	77
第1 災害復興の基本的な考え方	77
第2 災害復興体制及び災害復興計画	77
別表 実施機関別取組み一覧	78

共通編

第1章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための措置に関し、防災体制の強化、市民等の防災行動力の向上、市で進める災害に強いまちづくり及び被害防止対策の推進について定める。

第1節 防災体制の強化

災害時の被害を最小限にとどめるため、市は平常時から災害対応のための必要資機材、拠点施設等の整備を計画的に進める。また、職員の災害対応能力を高めるとともに、災害に即応できる活動体制を整備する。

第1 応急活動体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 初動活動体制の整備 (1) 職員配備体制 (2) 職員の防災教育	危機管理監、各部、消防本部	一部異なる
2 情報収集・伝達体制の整備 (1) 通信施設等の現況 (2) 通信施設の整備 (3) 職員に対する通信施設の使用方法等の習熟等 (4) 民間協力者の確保	危機管理監、経営企画部、消防本部	共通
3 応援体制の整備 (1) 地方自治体間の応援体制の充実 (2) 自衛隊との連携強化 (3) 流通事業者や関係団体との協定締結推進	危機管理監、各部、消防本部	共通
4 防災拠点の整備 (1) 防災拠点ネットワークの形成 (2) 防災拠点機能の確保、充実 (3) 各種データの整備保全 (4) 防災活動拠点	危機管理監、各部、消防本部	共通
5 業務継続性の確保 (1) 業務継続計画の基本的な考え方 (2) 業務継続の基本方針	危機管理監、各部	震災

職員の配備体制を定め、災害情報を一元管理・共有化できるシステム等による情報の収集・伝達

体制及び緊急輸送体制を強化するとともに、適時の広報により市民の混乱防止に努め、応急活動体制の整備を図る。

1 初動活動体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

(1) 職員配備体制

震災の場合は、災害応急対策編第1章第1節「防災配備指令と配備体制」、風水害の場合は、災害応急対策編第2章第1節「防災配備指令と配備体制」による。なお、職員は、配備体制及び役割に基づき、迅速な応急対策体制の確立に努める。また、防災訓練等により検証し、必要に応じて配備計画の見直しを図る。

(2) 職員の防災教育

災害時には、職員自らも被災者となり、特に夜間・休日等の初期段階では参集職員の不足や防災の責任者、担当者の不在等により限られた人員での対応になることが想定される。しかし、このような状況下においても、職員は防災対策実行上の主体としてその対策活動が要求される。

職員に対して、平素から防災に関する十分な知識と適切な判断力を身につけさせるため、危機管理監は職員行動マニュアル等を作成配布し、職員が果たすべき役割等についての教育に努める。職員行動マニュアル等は、図上訓練や実働訓練等により改善に努める。

また、火災及び地震の発生に備えて、庁舎等の防災訓練を定期的実施する。

2 情報収集・伝達体制の整備 <危機管理監、経営企画部、消防本部>

(1) 通信施設等の現況

現在、市防災行政無線、消防無線、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、千葉県震度情報ネットワークシステムや関係機関の専用無線等が整備されている。

今後、これらの既存施設の拡充を図るとともに、市及び関係機関相互を接続する無線通信網の整備を推進する。

※千葉県防災情報システム概念図 (資料集 資料3-1)

ア 市の無線施設

市の防災行政無線通信施設は、以下のとおりである。

- ① 四街道市防災行政無線（固定系・移動系）
- ② 消防・救急無線

※防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況 (資料集 資料3-2)

イ 県の防災行政無線

- ① 千葉県防災行政無線
- ② 千葉県防災行政無線電話番号表

※防災関係機関一覧 (資料集 資料3-3)

ウ 警察無線

エ その他の無線

- ① アマチュア無線
- ② タクシー無線

(2) 通信施設の整備

ア 有線通信施設の整備

- ① 主要な電話交換機等の転倒防止、非常用電源や燃料の確保等により、災害対応機能の維持に努める。
- ② 本庁及び防災関係機関を結ぶ有線電話回線については、災害時の輻輳を避けるため緊急回線の整備を図る。

イ 災害時優先電話及び連絡先の指定

市及び防災関係機関は、相互に災害時優先電話及び連絡先をあらかじめ定め、窓口の統一を図る。また、防災関係機関は、災害時優先電話及び連絡先に変更があった場合は、速やかに四街道市災害対策本部事務局（危機管理監危機管理室）に修正報告を行わなければならない。

※防災関係機関一覧

（資料集 資料3-3）

ウ 市災害通信施設（防災行政無線、全国瞬時警報システム）の整備

- ① 既存無線機器の転倒防止、非常用電源や燃料の確保等により、災害対応機能の維持に努める。また、機器・配線等の定期的な点検整備を実施する。
- ② 防災行政無線（移動系）の拡充を行い、情報連絡体制の向上を図る。
- ③ 既設の防災行政無線設備については、同報系、移動系ともにデジタル化されており、全国瞬時警報システム（J-ALERT）とも接続されている。併せて、指定避難所、市内医療機関等への移動系の配備を行っており通信網の充実が図られている。

エ 通信機器に関する予備品の確保等

- ① 市が保有する有線・無線通信施設の災害時の機能の低下又は機能停止に備え、平常時から予備品の確保に努める。
- ② 災害時における通信施設の応急復旧を速やかに行うため、保守・点検業者との災害時の応急復旧に係る連携体制の構築を進める。

(3) 職員に対する通信施設の使用方法等の習熟等

災害時には、通信施設を操作できる職員の不足や、操作の不慣れ等により、機能発揮に手間取ることが想定される。

そのため、通信施設を操作できる職員の参集体制を確立し、平常時から担当職員の教育・訓練等を実施していく。

ア 教育の方法

通信施設の使用方法を各担当者に習熟させるため、市防災行政無線システム管理運用規程による教育及び訓練の実施に努める。

※四街道市防災行政無線システム管理運用規程

（資料集 資料1-9）

(4) 民間協力者の確保

ア アマチュア無線との協力体制

市は、災害時における情報収集の強化を図るため、役所内及び民間のアマチュア無線クラブと協定を結んでいる。また、市内居住のアマチュア無線愛好家との協力体制づくりを推進する。

イ 業務用無線との協力体制の推進

災害時、タクシー会社等の事業所が管理する業務用無線の活用を図るため、災害時における協力協定の締結に努める。

ウ その他通信網の整備

インターネットやFMラジオ局等災害時における多様な通信メディアの活用による通信
連絡網の確立を推進する。

3 応援体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

(1) 地方自治体間の応援体制の充実

市は、災害時の相互応援を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互
応援に関する協定等を、他市町村（県外含む）及び関係団体と締結するよう努める。

※災害時協定一覧

（資料集 資料2-1）

(2) 自衛隊との連携強化

平常時から応援内容、方法等について協議し、また防災訓練を実施して連携を深め、災害
時における応援体制の確立に努める。

(3) 流通事業者や関係団体との協定締結推進

以下の協定のほか、各部は必要に応じて防災対策に係る協定の締結に努める。

また、協定者とは、定期的な連絡会議や相互窓口の確認等により、災害発生時の実効性を
確保する。

- ① 流通事業者との協定
- ② 建設業者との協定
- ③ 医療関係機関との協定
- ④ 地域の放送事業者との協定
- ⑤ その他の関係団体との協定

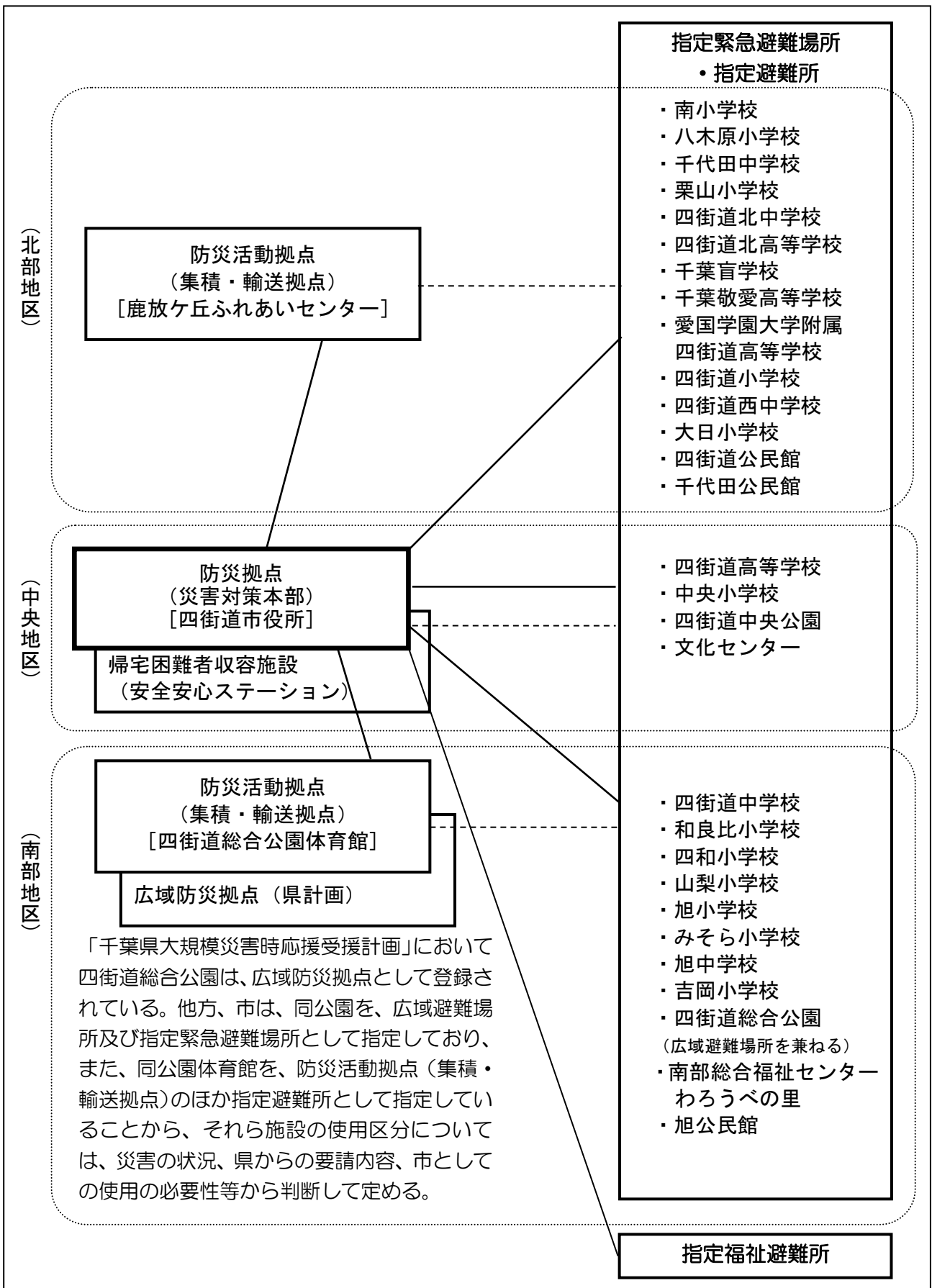
4 防災拠点の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

災害時、防災拠点である市役所庁舎等が被災し迅速な応急対策活動に支障を来す事態を回避
するため、平常時から代替の防災拠点となり得る設備を備えた施設の整備を推進する。

(1) 防災拠点ネットワークの形成

以下の防災拠点ネットワークを形成し、拠点間の連絡を確保する。

■防災拠点ネットワーク



共通編

(2) 防災拠点機能の確保、充実

市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、応急対策活動従事者（職員等）の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。

(3) 各種データの整備保全

災害応急対策、円滑な復旧・復興のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、地下埋設物等の情報及び図面データの保存、バックアップ）について整備を図る。

(4) 防災活動拠点

防災活動拠点は、救援物資の集積・輸送拠点とし、四街道総合公園体育館と鹿放ヶ丘ふれあいセンターとする。

5 業務継続性の確保 <危機管理監、各部>

市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、四街道市業務継続計画[震災編]（BCP=Business Continuity Plan）を策定しており、最近では、令和4年3月に改訂を行っている。今後も、必要に応じ業務継続計画の見直しを行っていく。

(1) 業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、災害時に行政自体も被災することを想定し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、速やかな復旧・復興、ならびに市民の生命・生活及び財産、又は都市機能の維持のため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。具体的には、以下の重要6要素について定めている。

- ① 職務代行順位及び職員の参集体制
- ② 代替庁舎の特定
- ③ 電気、食料、飲料水等の確保
- ④ 通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(2) 業務継続の基本方針

地震災害時における市の業務継続の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 発災から72時間までは人命に関わる業務に全力を尽くす。あらゆる施策を通じて、市民の生命、身体を災害から守るため最大限の努力をする。
- ② 非常時優先業務を最優先し、それ以外の業務は積極的に休止・停止する。人員・施設・資機材等の資源を非常時優先業務に集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、非常時優先業務への影響を考慮しつつ順次再開する。
- ③ 全庁を挙げて非常時優先業務を実施するための体制を確立する。特に庁舎・電力・通信等の業務資源の確保に努める。

第2 消防活動体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 消防組織及び施設の整備充実 (1) 消防組織 (2) 消防施設等の整備充実	消防本部、消防団	共通
2 消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 (2) 初期消火 (3) 災害対応機能の整備	消防本部、消防団	共通
3 救急・救助体制の整備 (1) 資機材の整備 (2) 消防団員の指導育成 (3) 市民等への技術指導	消防本部、消防団	共通
4 危険物施設の予防対策 (1) 危険物施設の現況把握 (2) 危険物施設の安全指導 (3) 保安教育及び訓練 (4) 自衛消防組織の強化	消防本部	共通

広域的又は局地的に災害が発生した場合には、同時多発火災に対する消火活動及び救急・救助活動が必要となり、現行の消防体制では対応できないことが想定される。そのため、市民、事業所等の防災行動力の向上に努めるとともに、消防体制の強化を図る。

1 消防組織及び施設の整備充実 <消防本部、消防団>

(1) 消防組織

市は、消防職員・団員の確保に努め、県と連携して消防組織の充実強化を図る。

(2) 消防施設等の整備充実

市は、市民の生命・身体・財産を守るため、防災拠点となる消防庁舎の機能を強化し、災害活動する消防車両、消防水利の整備等に努める。

2 消防体制の整備 <消防本部、消防団>

(1) 出火の防止対策

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、消防本部は、区・自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器の設置、火気使用の適正化、消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者専任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者を定め、防火管理体制の確

立を図る。

ウ 予防査察の強化指導

消防本部は消防法第4条の規定により、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生につながる危険要因の排除に努める等予防対策に万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置や危険物取扱者等に対する教育を計画的に実施するよう指導するとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、火災等の防止のために必要な助言又は指導を行う。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 消防同意制度の活用

消防本部は建築物の新築、改築等の消防同意の際、防火上の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

- ① 消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ② 消防本部は地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 災害対応機能の整備

ア 常備消防の強化

常備消防力は、1本部、1消防署・2分署を有し、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

これらの消防力を最大限有効に運用するため、消防計画に基づく訓練を実施し、強化を図る。

イ 非常備消防の強化

消防団は、常備消防と連携して消火活動を行うとともに、平常時は訓練のほか、市民や区・自治会、自主防災組織等に対して出火防止、初期消火等の指導を行う。

※消防団（団本部、16個分団を有する。）

ウ 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するため、ちば消防共同指令センターと連携し、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る。

エ 消防水利の整備

消防本部は、消火栓が機能しない場合に備え、河川等の自然水利の活用にも努めるとともに、市は計画的に耐震性貯水槽の増設を図る。

また、小中学校等のプールや民有地内の私設防火水槽等を消防法第21条に基づき消防水利に指定し、消防活動に使用できる状態におくよう努める。

※消防水利の状況

（資料集 資料3-8）

3 救急・救助体制の整備 <消防本部、消防団>

(1) 資機材の整備

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、必要な救急・救助資機材を整備する。

(2) 消防団員の指導育成

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、より高度な知識技術を持つ消防団員の育成に努める。

① 教育訓練の実施

② 消防団員の積極的確保、能力活用等

(3) 市民等への技術指導

市民の誰もが最低限の応急処置が実施できるよう、防災訓練や救命講習会等を通じて初期消火要領や応急手当等の技術指導を実施する。

4 危険物施設の予防対策 <消防本部>

(1) 危険物施設の現況把握

危険物施設の現況は以下のとおりである。

※危険物施設の現況

(資料集 資料3-9)

(2) 危険物施設の安全指導

消防法等の関係法令に基づき、適宜立入検査を行い、以下の項目について指導し、危険物施設の保安確保を図る。また、移動貯蔵タンク等により移動する危険物については、路上立入検査を行う等の機動的な指導の実施に努める。

① 危険物施設の不備欠陥箇所の是正

② 危険物施設の維持管理

(3) 保安教育及び訓練

事業所等の従業員への保安に必要な教育及び災害時の活動が円滑に行われ、応急対策が遂行されるように訓練の実施を促進する。

(4) 自衛消防組織の強化

危険物施設の保安監督者に対し、専門的知識や技術を有する事業所等の従事者で自衛消防組織を構成するよう指導する。また、自衛消防組織に対し、技術的指導を行い、防災活動技術の向上を図る。

第3 応急医療体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 初動医療体制の整備	健康こども部	共通
(1) 医療救護体制の整備		
(2) 地域災害医療救護体制の整備		
2 後方医療体制の整備	健康こども部・県	共通
3 医薬品等の確保	健康こども部	共通
4 搬送体制の確保	健康こども部、消防本部	共通
5 市民の役割の周知	健康こども部	共通

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の備え（常備薬、お薬手帳等）に関する事 ・災害時の医療救護（応急処置等）に関する事
----	---

広域的な災害時においては、多数の傷病者が発生することが想定される。そうした事態の中でも、医療救護活動が迅速かつ適切に実施される体制が必要である。

市は、傷病の程度に応じた的確な医療救護活動を行えるよう、県及び印旛保健所（印旛健康福祉センター）、市医師会、歯科医師会、その他関係機関と連携し、応急医療体制の整備に努める。

1 初動医療体制の整備 <健康こども部>

(1) 医療救護体制の整備

市は、災害時における初動医療を確保するため、特に以下の点について、平常時からの体制整備に努める。

- ① 救護所の必要に応じた適切な場所への設置
- ② 医療機関情報の迅速な収集と提供手段の確保
- ③ 市医師会、歯科医師会等との協定に基づく救護班の編成

(2) 地域災害医療救護体制の整備

市は大規模災害に備えて、県健康福祉部や印旛保健所（印旛健康福祉センター）等の関係機関で構成する「地域災害医療対策会議」において、管内における災害医療救護体制について協議し、連携した対応体制の整備を図る。

■地域災害医療対策会議の開催

主催・事務局	保健所（健康福祉センター）	
会議の性格	地域における災害医療対策についての協議及び重要事項の決定機関	
構成員	地域医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等）の代表者 地域災害医療コーディネーター、保健所長 防災計画上の主要な医療機関（災害拠点病院等）の代表者、 市町村担当者（保健医療及び防災）、消防機関、警察の代表者、その他	
活動	平常時	地域の災害医療対策の整備に関する事項の検討 ●地域災害医療コーディネーターの選任 ●合同救護本部の活動マニュアルの策定、訓練の計画実施 等
	発災時	地域の災害医療に係る重要事項の決定 地域災害医療コーディネーターの活動支援 その他災害医療の実施に必要な事項
保健所（健康福祉センター）の役割	会議の開催、市町村ごとの対策の推進	

2 後方医療体制の整備 <健康こども部・県>

市及び市内医療機関では、救護所や各医療施設での医療救護を行うが、入院治療又は救命措置を要する重症傷病者の受入れについては、県が広域的に後方医療体制を整備する。また、印旛保健所（印旛健康福祉センター）において、地域災害医療コーディネーターの設置、後方医療施設や災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制の構築等、広域的な体制整備を行う。

市は、印旛地域災害医療対策会議等において、関係機関との連携強化に努める。

3 医薬品等の確保 <健康こども部>

市は、災害時に必要な医薬品等について以下の備蓄に努める。

- ① 医薬品等は、休日急病診療所における在庫の拡充を図り、併せて、市内医療機関に対して備蓄協力を要請するとともに薬剤師会等と協定の締結を進める。
- ② 指定避難所、又は救護所設置予定施設への災害対策用医療品救急医療品セット等の配備に努める。また、災害用医療品（救急医療品セット）の内容等は、医師会等の協力を得て定める。

4 搬送体制の確保 <健康こども部、消防本部>

災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送体制の整備を図る。

- ① 緊急車両等による搬送は最優先治療の必要な者を優先する。
- ② 市は、被災場所や救護所から医療機関へ自ら移動することが困難な傷病者の搬送について、緊急車両等の確保、事業者との協定等により搬送手段を確保する。
- ③ 市民は、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

5 市民の役割の周知 <健康こども部>

災害時の医療救護に関して、市民自らが備えておく必要があることを周知する。

- ① 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るために必要な常用薬、医療用品等の備蓄や避難用リュック等による携行準備等の対策をしておく。
- ② 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報（体質や治療中の疾患、使用している処方薬の名前、用量等）を的確に提供できるよう、お薬手帳等を活用し整理しておく。
- ③ 災害時には、自らの安全を確保したうえで、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うように努める。

第4 緊急輸送体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 緊急輸送道路の確保 (1) 千葉県 of 緊急輸送道路 (2) 市の緊急輸送道路 (3) 緊急輸送道路の復旧	危機管理監、都市部	共通
2 集積場所・輸送拠点等の整備 (1) 集積場所及び輸送拠点の指定 (2) 近隣市町村との輸送基地の相互使用 (3) 車両の燃料調達	危機管理監、環境経済部	共通
3 緊急通行車両の事前届出等 (1) 緊急通行車両等の事前届出について (2) 交通規制資機材の整備 (3) 公用車の鍵の保管等	危機管理監、都市部、経営企画部、 四街道警察署	共通
4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定	危機管理監	共通

広域的な被害が発生した場合、道路の損壊等により必要な物資、資機材、人員、被災者、避難者等の輸送体制が大きく麻痺することが想定される。

応急対策を迅速かつ有効に実施するためには、陸路や空路、物資集積場所等を確保する事が重要となる。そのため、平常時から緊急輸送道路や輸送手段を確保する等の体制整備を図る。

また、広域災害に備えるため、近隣市を含む広域輸送網の状況を把握しておくことが重要である。

1 緊急輸送道路の確保 <危機管理監、都市部>

(1) 千葉県の緊急輸送道路

県が定める四街道市域の緊急指定道路は以下のとおりである。

ア 千葉県指定緊急輸送道路1次路線

主要都市等を相互に結ぶ高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、これら

の道路から県の本庁舎及び県土整備部出先機関や空港及び主要港湾へ通じる道路など。

- ① 高速自動車道東関東自動車道水戸線
- ② 国道51号
- ③ 主要地方道千葉臼井印西線（四街道 I.C.以南）

イ 千葉県指定緊急輸送道路2次路線

1次路線と市町村役場、主要な防災拠点（救急物資等の備蓄地点等）を相互に連絡する幹線的な国・県道、市町村道。

- ① 主要地方道浜野四街道長沼線
- ② 主要地方道千葉臼井印西線（四街道 I.C.以北）
- ③ 市道鹿渡35号線
- ④ 市道大日緑ヶ丘69号線

※緊急輸送道路路線図

（資料集 資料3-4）

(2) 市の緊急輸送道路

市内の効率的な緊急輸送を行うため、防災アセスメント調査結果をもとに地域特性等を踏まえ、県の緊急輸送道路と市の防災拠点を結ぶ路線や、市内の防災拠点間を結ぶ路線等を選定し、市の緊急輸送道路として指定する。

(3) 緊急輸送道路の復旧

緊急輸送道路については、災害時に優先的に復旧活動が実施できるよう以下の点に努める。

- ① 復旧優先道路の指定及び復旧作業のためのマニュアル作成
- ② 障害物除去に必要な資機材の確保
- ③ 建設事業者等との協力体制の推進
- ④ 被害情報収集体制の整備

2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監、環境経済部>

災害時における物資の受入れ、保管及び市内各地域への配送を迅速かつ効率的に行うため、物資の集積場所及び輸送拠点を指定する。

指定された施設については施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。また、災害の規模により、新たに指定可能な場所の確保を図るとともに、物流拠点施設や車両、機材、物流ノウハウを持った民間物流事業者との連携を推進する。

(1) 集積場所及び輸送拠点の指定

- ① 南部地域 四街道総合公園体育館
- ② 北部地域 鹿放ヶ丘ふれあいセンター

(2) 近隣市町村との輸送基地の相互使用

近隣市町村と広域的に輸送基地の相互使用が図れるよう協定の締結等について、検討する。

(3) 車両の燃料調達

物資輸送等の災害応急対策活動に従事する車両の燃料の調達について、あらかじめ民間事業者と協定を結ぶ等の対応を図る。

3 緊急通行車両の事前届出等 <危機管理監、都市部、経営企画部、四街道警察署>

(1) 緊急通行車両等の事前届出について

効率的な応急活動、緊急輸送等を実施するため、警察と協議のうえ、緊急通行車両の事前届出を行う。

- ① 事前届出の申請者は、緊急通行車両による輸送の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請者は、当該車両使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。
- ② 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。

※緊急通行車両等事前届出車両一覧表 (資料集 資料4-2)

- ③ 災害時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※緊急通行車両確認関係様式 (資料集 資料4-1)

(2) 交通規制資機材の整備

道路管理者は、通行禁止等の道路交通規制資機材の整備を事前に行う。

(3) 公用車の鍵の保管等

災害時、迅速な応急活動を実施するため、経営企画部管財課は平常時から公用車（共用車）の予備の鍵を一括保管しておく。

4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定 <危機管理監>

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの臨時離発着場所として、現在、総合公園多目的運動場等を指定している。今後も候補地を選定し、指定可能な場所の確保に努める。

※臨時ヘリポート位置図 (資料集 資料3-5)

※臨時ヘリポート設定場所一覧 (資料集 資料3-6)

第5 避難環境の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 指定緊急避難場所等の整備	危機管理監、経営企画部、福祉サービス部、環境経済部、都市部、教育部	共通
2 指定緊急避難場所等の指定等	危機管理監、教育部	共通
(1) 指定緊急避難場所の指定		
(2) 広域避難場所の指定		
(3) 指定避難所の指定		
(4) 指定避難所の確保・充実		
(5) 指定避難所の運営体制の確立		
(6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄		
3 指定福祉避難所の指定	福祉サービス部	共通
4 指定避難所外の避難者対策	福祉サービス部、教育部	共通
5 指定緊急避難場所等の周知	危機管理監	共通
6 避難所における新型コロナウイルス感染症等への備え	危機管理監、健康こども部、教育部、県	共通
(1) 可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保		
(2) 物資・資材等の確保		
(3) 避難者の健康管理体制の構築		
(4) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保		
(5) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応		
(6) 市民への周知		

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの確認に関すること ・避難所、避難経路に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営委員会の組織化に関すること ・避難所運営委員会による避難所運営マニュアルの作成に関すること

大規模災害時においては、多数の被災者が発生することが想定される。そうした事態の中で、避難情報が発令された場合は、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導活動を行う必要がある。したがって、市は、災害の状況に応じた避難誘導活動を行うための避難環境の整備に努める。

1 指定緊急避難場所等の整備 <危機管理監、経営企画部、福祉サービス部、環境経済部、都市部、教育部>

災害時には、家屋の倒壊、がけ崩れ、火災の延焼拡大等により、市民の避難を要する地域が多く出現することが想定される。

そのため、これらの危険地域の市民を安全な場所へ避難させ、人的被害の発生を未然に防止するほか、家屋の倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、指定緊急避難場所等の整備に努める。

市は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月、内閣府）により、避難場所等の選定を行うものとし、特に指定避難所等の整備等については、千葉県発出の「災害時における避難所運営の手引き」の記載内容及び以下の点に留意する。

- ① 指定避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。
- ② 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- ④ 避難生活の長期化により特別の配慮が必要となる、障害者、高齢者等の要配慮者のための避難施設（以下「指定福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備、避難時の介助員の配置等について検討する。また、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。
- ⑤ 女性や乳幼児への配慮、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全・健康を確保するための設備の整備に努める。
※四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表（資料集 資料3-13）
※福祉避難所一覧表（資料集 資料3-14）
- ⑥ 避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、平常時から「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- ⑦ 市は、避難所でのペットに関するトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう、市民への普及啓発に努める。

2 指定緊急避難場所等の指定等 <危機管理監、教育部>

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、各地域において日常的に身近であり、距離的にも比較的至近である場所とし、必要な機能の整備を図っていく。

(2) 広域避難場所の指定

広域避難場所は、広域延焼火災という最悪の事態においても、市民の安全・生命を一時的に守り得る性能を持っている場所とし、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

(3) 指定避難所の指定

指定避難所は、被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の場となるものとして、市が短期間開設し被災者に提供する仮宿泊施設として指定するものであり、平常時から市民に周知する。

(4) 指定避難所の確保・充実

指定避難所の収容能力が不足する場合に備えて、民間施設等との指定避難所施設利用に関する協定の締結を推進する。

(5) 指定避難所の運営体制の確立

ア 避難者による自主運営

指定避難所の運営は避難者による自主運営を原則とする。このため、平常時から、市が作成した「四街道市各区・自治会避難所割振計画」に基づき、指定避難所となる施設を中心とした地域の区・自治会、自主防災組織等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。

避難所運営委員会は、平常時から当該地域住民に対し、自助による備えの重要性について普及・啓発するとともに、災害時に自宅での生活が可能な場合は在宅避難を推奨する。また、指定避難所の生活を余儀なくされる場合でも、自助による水・食料等の備蓄品の持ち込みを推奨する。

イ 指定避難所の鍵の管理

指定避難所の開設のために必要な鍵等については、避難所の敷地内にキーボックスを設置して管理する。

また、教育部は、平常時から予備の鍵（体育館）を保管する。

ウ 指定避難所の運営における女性の視点の導入

避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、指定避難所の運営に女性の視点を導入し、男女共同参画を促進する。

エ 指定避難所の運営マニュアル等の作成

避難所運営委員会は、市が作成した「災害時における指定避難所運営マニュアル」を参考に、指定避難所となる学校等の施設特性を踏まえた、独自のマニュアル等を作成する。また、市は、避難所運営委員会によるマニュアル作成等を支援する。

オ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携

市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。

また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等の施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした指定福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な福祉スペースの割り当てを検討する。

(6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄

防災備蓄倉庫や各指定避難所に設置された備蓄倉庫等において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄に努める。

また、指定避難所においても、仮設トイレ、間仕切り、毛布、投光機等、また、夏季の熱中症対策として大型冷風扇の配備等、災害時に使用する物資等の備蓄に努める。

3 指定福祉避難所の指定 <福祉サービス部>

高齢者、障害者、妊産婦等、一般の指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方とその家族を対象に、物理的障壁の除去（バリアフリー化等）がされている施設を指定福祉避難所として開設するため、あらかじめ指定福祉避難所の利用対象となる者の概数を把握し、指定福祉避難所としての機能を有している特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム等を指定福祉避難所として指定する。

また、指定福祉避難所の収容力が不足する場合に備えて、要配慮者を収容することができる公共施設をあらかじめ検討する。

※福祉避難所一覧表

（資料集 資料3-14）

4 指定避難所外の避難者対策 <福祉サービス部、教育部>

災害時には、指定避難所外の避難者の発生が想定されるため、その実態の把握や支援のあり方等について検討する。

5 指定緊急避難場所等の周知 <危機管理監>

災害時に被災者を安全な場所に迅速かつ円滑に避難させるため、以下のような点に留意して周知する。

- ① 避難誘導標識及び広域避難場所等の案内板の設置
- ② 「四街道市防災ハザードマップ」の配布、市政だより、ホームページ等による広報活動
- ③ 地域防災訓練等を通じての指定緊急避難場所等の啓発
- ④ 区・自治会、自主防災組織等は地域住民と協力し、指定緊急避難場所等までの経路（避難経路）の危険箇所を把握する。

6 避難所における新型コロナウイルス感染症等への備え <危機管理監、健康こども部、教育部、県>

避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、千葉県が作成した「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」に準拠し、平常時から必要資材の備蓄、市民への周知等を進めておく。

（1）可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保

避難所に避難者が密集することがないように、可能な限り多くの避難所を確保して、分散を図るとともに、避難所内では、家族ごとに2m程度の間隔を確保するため、パーティションやテントの備蓄を進める。

（2）物資・資材等の確保

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

■事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- 基本的な感染症対策用：マスク、除菌剤、消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- 避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
- 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、ガウン、レインコート、フェイスシールド など
- その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋 など

(3) 避難者の健康管理体制の構築

避難所において、避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、保健師の巡回など、健康こども部や医療関係者等との事前の検討を行う。

(4) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保

発熱や咳等の症状のある方や濃厚接触者を、他の避難者と同じ場所にならないよう、個室などの専用スペースを避難所内に確保する。

(5) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応

県は、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の軽症者等について、医療機関や県が借り上げた宿泊施設などの避難先を確保する。なお、県は、自宅療養者に対し、避難する場合の避難先や在宅避難について、予め伝える。

(6) 市民への周知

市民への広報として、避難所に持参するものや、避難時以外の避難先の検討、避難所で物資の支援や支援情報が受けられることなどを、広報紙やホームページで広く周知する。

第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 行政の備蓄	危機管理監、各部	共通
2 事業所等の関係機関の協力体制の整備	各部、消防本部	共通
3 市民等への備蓄啓発	危機管理監、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

市民	・家庭内備蓄に関すること
事業所	・災害時の物資、燃料等の供給に関すること ・事業所内備蓄に関すること

災害時、交通機関の麻痺に伴う輸送体制の乱れから、生活関連物資の供給が停止することが想定される。そうした事態の中で、被災者の生活安定を図るため、行政の備蓄及び流通事業者の備蓄をはじめ、個人の備蓄啓発による体制の整備に努める。

1 行政の備蓄 <危機管理監、各部>

市は、以下のとおり、物資等の備蓄に努める。

- ① 防災備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品、防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。
- ② 応急給水活動に必要な資機材の備蓄を進める。
- ③ 市の管理する備蓄品について常に備蓄状況を把握し、品質管理に努めるとともに目標数量に至らない物資について順次補充を行う。
- ④ 目標数量の算定は、被害想定結果について考慮した合理的な数量とする。
- ⑤ 災害対策本部等の対策拠点施設の非常用電源及び燃料、応急対策活動従事者（職員等）のための食料、物資等の備蓄に努めるとともに、防災アセスメント調査結果に基づく合理的な数量等を勘案して、防災備蓄倉庫を整備する。

※四街道市防災備蓄倉庫管理規程

(資料集 資料1-10)

※防災備蓄倉庫設置箇所・防災資機材等一覧表

(資料集 資料3-7)

2 事業所等の関係機関の協力体制の整備 <各部、消防本部>

各団体・事業所等と以下のとおり協定締結に努め、物資等の確保を図る。

- ① 生活必需品及び生鮮食品その他の供給に関して、大型店等との協力協定
- ② 燃料の供給に関して、燃料供給業者との協力協定
- ③ 医薬品、医療器具、調製粉乳等の供給に関して、医薬品取扱業者、薬剤師会との協力協定
- ④ 物資の輸送に関して、運送業者等との協力協定
- ⑤ その他災害対策用物資一般に関しての協力協定

※災害時協定一覧

(資料集 資料2-1)

3 市民等への備蓄啓発 <危機管理監、消防本部>

災害時、ライフライン等が被害を受けた場合を想定し、市民は自助として備蓄をすることが不可欠であることから、以下について広報等により備蓄の啓発を行い、備蓄の促進を図る。

- ① 各家庭において最低でも3日間、可能な限り一週間程度の生活が維持できる水・食料、簡易トイレ、保存可能であれば服用中の薬等の備蓄
- ② 非常持出袋等の準備
- ③ 事業所等における備蓄

第7 給水体制・給水拠点の整備

大規模災害時は、広範囲にわたって配水管の破損等による断水が生じることが想定されるため、平常時から給水車等を使用した応急給水体制について整備を進め、被災時の生活安定を図る。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 給水体制の整備	危機管理監、各部	共通
2 給水体制の多重化	危機管理監、上下水道部、消防本部	共通
3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備	上下水道部、消防本部	共通
4 事業所等の所有する井戸の活用	危機管理監	共通

【自助・共助の役割】

市民	・災害時の給水協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	・災害時の給水体制に関すること
事業所	・災害時の給水協力に関すること

1 給水体制の整備 <危機管理監、各部>

市は、民間事業者等と連携し、災害時の協力要請、応急給水活動の実施要員の派遣等について事前に協議し、災害時の給水体制を整備する。

また、区・自治会、自主防災組織等に、貯水及び災害時の給水に関する啓発を行う。

2 給水体制の多重化 <危機管理監、上下水道部、消防本部>

断水時には、小中学校等の応急給水所を設定し、給水車等によって給水を行う計画であることから、市は、運搬給水の実施体制を整備する。

また、防災拠点・防災活動拠点において、生活水の確保を目的とした耐震性貯水槽、防災井戸等を整備し、給水体制の多重化を図る。

※防災井戸設置箇所一覧

(資料集 資料3-15)

3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備 <上下水道部、消防本部>

市は、消火栓の場所等を把握するとともに、仮設給水栓を設置する体制を整備する。また、長時間に多量の水を要する場合もあることから、仮配管及び仮設給水栓を設置する体制を整備する。

給水車及びタンク車から被災者へ給水する場合、ポリタンク、給水袋等が必要であるため、市は、関係団体の協力を得て資機材の備蓄・調達体制を整備する。

4 事業所等の所有する井戸の活用 <危機管理監>

災害時の生活用水の確保を図るため、平常時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、災害時に協力が得られる体制づくりに努める。

第8 廃棄物処理体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 廃棄物処理体制の整備	環境経済部	共通
(1) 災害廃棄物処理計画の更新		
(2) 関係機関との協力体制の整備		
(3) 仮置き場の選定		
2 し尿処理体制の整備	危機管理監、環境経済部、上下水道部	共通
(1) マンホールトイレの設置検討・運用管理		
(2) 災害用仮設トイレの整備・運用管理		
(3) し尿の運搬管理体制の整備		
(4) 下水道施設等の応急措置		

大規模災害時には、平常時の処理量を上回る大量のゴミやがれきの発生が予想されることから、四街道市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の整備を図る。

また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレを確保する等、し尿処理体制を整備する。

1 廃棄物処理体制の整備 <環境経済部>

(1) 災害廃棄物処理計画の更新

市は、各種指針、ガイドラインとの整合を図りつつ、平成29年に災害廃棄物処理計画を策定している。計画は、防災アセスメント調査結果や社会状況の変化等に応じ、修正を加えていく。

(2) 関係機関との協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するために、民間業者等との協力体制を整備する。

(3) 仮置き場の選定

市は、災害廃棄物発生量に応じた規模の仮置場を予め選定しておく。仮置場候補地は市有地を活用するが、市有地で確保できない場合は、民間土地所有者と災害時の一時利用協定の締結に努める。

2 し尿処理体制の整備 <危機管理監、環境経済部、上下水道部>

市は、災害時に下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

(1) マンホールトイレの設置検討・運用管理

市は、過去の災害でも発災後の比較的早い段階から使用され、悪臭が少ないとされているマンホールトイレの設置を検討する。

市は、災害時のマンホールトイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、マンホールトイレの設置等、運用管理体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備・運用管理

市は、災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることを想定し、避難所に配備するための災害用仮設トイレを整備する。また、災害用仮設トイレを確保するため、民間事業者との協定の締結を推進する。

市は、災害用仮設トイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、災害用仮設トイレの設置等、運用管理を整備する。

(3) し尿の運搬管理体制の整備

市は、避難生活が長期化し、災害用仮設トイレの収容量に限界が来ることを想定し、し尿の運搬・管理体制の整備を図る。

(4) 下水道施設等の応急措置

市は、災害時に下水道施設等が被災した場合の応急措置体制の整備を図る。

第2節 防災行動力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」の意識が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」の取り組みが求められる。市民及び各組織は市や防災関係機関と連携・協働して災害予防に取り組む。

第1 防災意識の向上

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 市民による自助の備え	危機管理監	共通
2 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚	危機管理監	共通
3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	危機管理監、健康こども部、教育部	共通
4 防災広報の充実	危機管理監、各部、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えに関すること ・防災知識の習得に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えに関すること ・防災知識の習得に関すること

市民一人ひとりが災害に備える「自助」、区・自治会、自主防災組織や市民団体等として地域を守る「共助」による防災の取り組みを推進し、地域の防災行動力を高める。

そのため、防災知識の普及、防災訓練の充実、自主防災組織等の強化を図り、要配慮者の安全確保に努め、市民、事業所等の防災行動力の向上を図る。

1 市民による自助の備え <危機管理監>

市民は、以下に掲げる事項をはじめ、「自らの命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。そのため、日頃より、防災に関する家族会議等により、災害時の行動や役割分担等について話し合っておく。

■自助による備えの内容

身の安全	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅等の耐震性の確保 ●家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止 ●ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策 ●大雨や台風の接近など災害のおそれのある気象情報の確認
火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅等の耐火性の確保 ●日頃からの出火の防止 ●消火器、火災警報器、感震ブレーカー等住宅用防災機器の設置

避難	<ul style="list-style-type: none"> ●災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法等の確認 ●指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の確認 ●要配慮者本人及びその家庭は、事前に区・自治会、自主防災組織等や民生委員・児童委員等に伝達
被災生活	<ul style="list-style-type: none"> ●水（1日一人 3ℓ）及び食料を最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄 ●医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品や簡易トイレの準備 ●自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難を実践
防災意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●過去の災害から得られた教訓の伝承 ●防災ハザードマップなどを活用した災害に対する正しい知識の習得 ●区・自治会、自主防災組織等が行う、地域の相互協力事業への協力 ●市が行う防災訓練や防災関連事業への積極的な参加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や隣近所とのコミュニケーションの推進

2 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚 <危機管理監>

市は、市民に対して、以下に掲げる取り組みをはじめ、さまざまな機会を通じた防災知識の普及を図る。

なお、防災知識の普及にあたっては、障害者、高齢者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、判りやすい広報資料の作成に努める。

- ① 市政だより四街道や四街道市公式ホームページ等での防災関係記事の掲載
- ② 防災パンフレット等の作成・配布
- ③ 防災ハザードマップの作成・配布周知
- ④ 防災講演会や防災講座の開催
- ⑤ 地域防災計画等の報道機関への発表

3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育 <危機管理監、健康こども部、教育部>

学校教育や学校外における活動等の中で避難訓練や応急処置訓練等により、防災教育の推進に努める。また、各学校・保育所等の実態に応じた防災用指導計画書等の作成など、幼児・児童・生徒の災害に関する知識を深め、発達の段階に応じた災害への対応力を高めるよう努める。

4 防災広報の充実 <危機管理監、各部、消防本部>

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取り組みを強化するため、広報媒体や専門家の知見等を活用し、防災広報の充実に努める。

■自助による備えの内容

方法	対象	内容
広報紙 講演会(出前講座) シンポジウム等 広報車 ビデオ 学級活動	市民 区・自治会 事業所 自主防災組織 児童生徒・PTA 市職員	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の概要 ●各防災関係機関の災害対策 ●地震、津波に関する一般知識 ●出火の防止及び初期消火の心得 ●住宅用火災警報器の設置 ●気象情報及び緊急地震速報の活用方法

パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット	コミュニティ団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ● ガス、電気、水道、電話等の災害時の心得 ● 避難路、避難場所、指定避難所等 ● 避難方法、避難時の心得 ● 食料、救急用品、服用中の薬（処方箋を含む）等非常持出品の準備 ● 応急手当、AEDの普及啓発 ● 帰宅困難者の心得 ● 学校施設等の防災対策 ● 建物の耐震対策、家具の固定 ● 地震保険制度 ● 地域の地盤状況や災害危険箇所 ● 自主防災活動の実施 ● 業務継続計画（BCP） ● 防災訓練の実施
--	----------	---

第2 防災訓練

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 市が行う防災訓練 (1) 総合防災訓練 (2) 地域防災訓練 (3) 職員等の防災訓練 (4) 無線通信訓練	危機管理監、各部、消防本部、消防署(団)、四街道警察署、自衛隊、関係機関	共通
2 自主防災組織等の訓練	区・自治会、自主防災組織	共通
3 事業所等の訓練	事業所等	共通

【自助・共助の役割】

市民	・ 防災訓練に関すること
区・自治会、自主防災組織	・ 防災訓練に関すること
事業所	・ 防災訓練に関すること

災害時における迅速な防災活動を期するため、市と防災関係機関等との協力体制の確立を図るため総合防災訓練や地域（区・自治会、自主防災組織）を単位とした防災訓練等を実施する。また、地域の防災力の向上を図るため、地域が自主的に実施する防災訓練に対し支援を行う。

1 市が行う防災訓練 <危機管理監、各部、消防本部、消防署（団）、四街道警察署、自衛隊、関係機関>

市は、四街道警察署、自衛隊、市民、各関係機関等の協力を得て、各種防災訓練を実施し、職員、市民の防災意識の高揚及び災害対応力の向上を図る。

※防災訓練の体系（総合防災訓練・地域防災訓練）（資料集 資料3-10）

（1）総合防災訓練

市内全域に被害を及ぼす災害の発生を想定した総合的な防災訓練を行い、災害時の市、防災関係機関及び市民が一体となって活動できる自助、共助、公助の協力体制の確立に努める。参加機関は、市、消防本部・消防団、四街道警察署、自衛隊、区・自治会、自主防災組織、市民及び関係機関等とする。

（2）地域防災訓練

市、消防本部、消防団、四街道警察署、自衛隊、関係機関等の指導・協力により、区・自治会、自主防災組織等の各地域を単位とする防災訓練を行い、地域の防災活動能力の向上を図る。

（3）職員等の防災訓練

以下の訓練を単独又は各防災関係機関（警察、自衛隊等）の協力を得て実施する。なお、各訓練内容はその都度定める。

- ① 職員参集訓練
- ② 災害警戒本部設置・運営訓練
- ③ 単独又は防災関係機関と連携した災害対策本部設置・運営訓練
- ④ その他災害対応に資する訓練、講習会

（4）無線通信訓練

市は、災害対策本部、県及び防災関係機関との通信訓練や防災行政無線（移動系、固定系）による情報伝達訓練を行い、職員による機器の操作方法等の習熟を図る。

2 自主防災組織等の訓練 <区・自治会、自主防災組織>

過去の災害による教訓からも、市民自身による「自助」及び市民同士による「共助」の持つ防災力が大きく減災に貢献することが明らかになっている。行政による「公助」は、時間的及び量的制約があることから、「自助」、「共助」による地域防災力を強化するため、区・自治会、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的実施することに努める。なお、防災訓練の実施を促進するため、市は必要な支援を行う。

3 事業所等の訓練 <事業所等>

各事業所等は、個別訓練又は共同訓練を行い防災活動能力の向上を図る。実施については各事業所等が定める方法により行う。

第3 自主防災組織等の育成・強化・支援

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 自主防災組織の育成	危機管理監	共通
2 自主防災組織の設立と強化	危機管理監、消防本部、消防署(団)	共通
(1) 自主防災組織の設立促進		
(2) 技術的指導や助言		
(3) 人材育成		
3 自主防災組織への助成等	危機管理監	共通
4 地区防災計画の作成促進	危機管理監	共通
5 事業所等の防災体制の強化	危機管理監、消防本部、事業所等	共通
(1) 大規模地震対策の促進		
(2) 事業所等の防災組織設置の促進		
6 各防災組織相互の連携強化	危機管理監、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成、強化に関する事 ・避難所運営委員会の設立と避難所の運営等に関する事。 ・地区防災計画の作成に関する事
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の防災体制に関する事 ・事業所の事業継続計画（BCP）策定に関する事

市は、自主防災組織づくりの促進及び自主防災組織の育成を行い、災害への対応力の強化を図る。また、市民、事業所、消防団等が協力して防災訓練を行い、地域の防災活動能力の向上を図る。

※四街道市自主防災組織補助金交付要綱 (資料集 資料1-8)

※自主防災組織一覧表 (資料集 資料3-11)

1 自主防災組織の育成 <危機管理監>

市は、講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。

※自主防災組織の手引き (資料集 資料3-12)

■自主防災組織の主な活動内容

	平常時の活動	災害時の活動
啓発・計画作成・情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●防災知識の普及及び意識の高揚 ●地区防災計画の作成 ●地域ごとの防災マップの作成 ●地域内の要配慮者の把握 ●行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市や指定避難所との連携 ●情報収集、伝達及び広報 ●安否確認

	平常時の活動	災害時の活動
消火	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止の徹底 ●資機材の整備・保守管理 ●初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火時の通報 ●初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●救出・救護 ●救急要請
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導 ●障害者や高齢者等の要配慮者の避難支援
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所等における給食・給水 ●支援物資の配分支援
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営委員会の設立 ●指定避難所運営のルールづくり ●指定避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の運営

2 自主防災組織の設立と強化 <危機管理監、消防本部、消防署（団）>

（1） 自主防災組織の設立促進

市は、自主防災組織を設立していない区・自治会に対し、組織の結成を促進する。また、自主防災組織の設立に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参画を促進する。

（2） 技術的指導や助言

自主防災組織の活動及び訓練に対して、技術的指導や助言を行う。

- ① 消防署・消防団との連携による初期消火訓練、資機材の保守・点検
- ② 自主防災組織が行う要配慮者の支援体制の構築に対する支援
- ③ 隣接する自主防災組織間、他の市民団体等との合同訓練の推進
- ④ 複数の地域（区・自治会、自主防災組織）で構成する避難所運営委員会が行う、避難所運営訓練計画の立案や実施等に対する支援

（3） 人材育成

地域の防災リーダーを育成するため、防災士の資格取得を支援する。また、資格取得後の自己啓発を支援するとともに、防災訓練や講習会等への参加を呼びかける。

3 自主防災組織への助成等 <危機管理監>

自主防災組織の活動の活性化に向けて、以下のような必要な助成等の支援を行う。

- ① 自主防災組織に対し、必要な防災用資機材の整備のための助成を行う。
- ② 自主防災組織が実施する防災訓練等の活動のための助成を行う。

4 地区防災計画の作成促進 <危機管理監>

大規模災害における自助・共助の役割の重要性から、区・自治会、自主防災組織等が中心と

なり、「地区防災計画」（地区の特性等に応じた自発的防災活動に関する計画）を作成することを促進する。

5 事業所等の防災体制の強化 <危機管理監、消防本部、事業所等>

事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、迅速な防災活動を実施するための体制整備に努める。

■事業所等の備えの内容

- 事業所内外の安全対策を図り、防災計画、事業継続計画（BCP）、非常用のマニュアルの作成等事業活動継続のための対策を実施する。
- 防災資機材・水・食料の備蓄等、従業員や顧客の安全対策・安否確認体制・帰宅困難者対策の整備を図る。
- 地域の防災訓練等に積極的に参加し、区・自治会、自主防災組織等や関係機関との協力関係、また、事業所間での協力関係を整える。

（1）大規模地震対策の促進

- ① 百貨店、スーパーマーケット、病院、工場等で多数の人が出入り又は勤務する防火対象物の防火管理者に対し、消防計画に大規模地震対策を含め作成するよう指導を徹底する。特に危険物施設及びガス関係事業所に対しては、当該事業所の予防規定及び自衛消防組織の強化について指導し、専門的知識や技術を必要とする防災活動を含めた実践的な防災訓練の実施を促進する。
- ② 小規模事業所の他いわゆる雑居ビル等については、当面は、防災指導書、防災計画書を作成して、その配布により、防災活動の促進を図る。

（2）事業所等の防災組織設置の促進

事業所等は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域への災害の拡大防止に努めなければならない。特に集客施設を有する事業所等は、来客者の安全確保にも努める。そのため、事業所等は自主的な防災組織の編成及び災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、周辺地域の区・自治会、自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与する。

また、市が実施する防災関連事業に積極的に協力する。その具体的な活動内容については、概ね以下のとおりとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 応急救護対策
- ⑦ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資機材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）
- ⑧ 避難に必要な施設・設備の日常点検

6 各防災組織相互の連携強化 <危機管理監、消防本部>

地域の防災活動能力の向上を図るため、平素から地域の自主防災組織、自衛消防組織、消防団、防災ボランティア等の組織間の連携の強化に努める。

第4 ボランティア活動の環境整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 ボランティア受入れ体制の整備	各部	共通
(1) 一般ボランティア		
(2) 専門ボランティア		
2 ボランティア意識の啓発	危機管理監、福祉サービス部	共通

【自助・共助の役割】

ボランティア（個人・団体）	・ボランティア活動に関すること
---------------	-----------------

大規模災害時における被災者支援活動には多くの人員が必要であり、ボランティア団体や個人の協力は不可欠である。そのため、市は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるように、その環境整備に努める。

1 ボランティア受入れ体制の整備 <各部>

(1) 一般ボランティア

市社会福祉協議会は、平常時から市内ボランティア希望団体等の養成・登録を行い、災害時のボランティア希望者の確保に努めるとともに、災害時、円滑かつ迅速にボランティアの受付・登録を行う体制の整備に努める。

■一般ボランティアの協力を得て実施する活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の運営補助 ●炊き出し、食料等の配布 ●救援物資や義援品の仕分け、配分、輸送 ●障害者や高齢者等の要配慮者の支援 ●被災地の清掃、がれきの片づけ等 ●指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） ●その他被災地における軽作業等

(2) 専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体について、ボランティア活動が効果的に行われるよう、各部は県と連携し、専門ボランティアの受付・登録状況について把握に努める。

■専門ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- 救護所での医療救護活動
- 被災建築物応急危険度判定
- 被災宅地危険度判定
- 外国語の通訳、外国語による情報提供
- 災害情報、安否情報、生活情報等の収集整理、広報
- 被災者への心理治療
- 障害者や高齢者等の要配慮者の介護・看護、情報提供

2 ボランティア意識の啓発 <危機管理監、福祉サービス部>

市は、市政だより、ホームページ、出前講座等により、市民に対しボランティア意識の醸成を図る。

また、防災訓練等において積極的にボランティアとしての参加を求めることにより、その重要性を広報する。

第5 要配慮者の安全確保対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 避難行動要支援者への対応 (1) 要配慮者、区・自治会、自主防災組織等への啓発 (2) 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、更新等 (3) 区・自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者への避難行動要支援者台帳の提供等 (4) 現に災害が発生、又は発生のおそれがある場合の措置 (5) 避難行動要支援者の避難支援	危機管理監、福祉サービス部	共通
2 個別避難計画の策定 (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方 (2) 避難支援等関係者となる者 (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 (4) 個別避難計画の更新に関する事項 (5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置 (6) 避難支援等関係者の安全確保	危機管理監、福祉サービス部	共通
3 要配慮者への配慮 (1) 要配慮者への啓発 (2) 高齢者等への配慮 (3) 外国人への配慮 (4) 避難施設等の環境整備	危機管理監、経営企画部、福祉サービス部	共通
4 社会福祉施設等の安全対策 (1) 施設の安全対策 (2) 消防計画策定の指導	福祉サービス部、健康こども部、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	・避難行動要支援者の支援に関すること
事業所	・施設の安全対策に関すること

近年発生した災害では、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等の、いわゆる要配慮者が犠牲になるケースが多い。このことから、市は、区・自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者と連携し、要配慮者の避難時の安全確保対策の整備に努める。

要配慮者のうち、避難行動要支援者への避難支援対策は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、「取組指針」という。）及び「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、推進する。

また、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画との整合を図る。

- 要配慮者……障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等の災害対応上配慮を必要とする者を要配慮者という。
- 避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な確保を図るために特に支援を要する者をいう。

1 避難行動要支援者への対応 <危機管理監、福祉サービス部>

(1) 要配慮者、区・自治会、自主防災組織等への啓発

市は、市政だより、ホームページ、出前講座、市主催による地域防災訓練等、あらゆる機会を通じて、要配慮者及びその家族、区・自治会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者の避難支援体制整備事業への周知・理解に努める。

(2) 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、更新等

市は、国の「取組指針」、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者の把握及び名簿の作成を行う。

名簿は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号やその他連絡先、避難支援を必要とする事由等を記載する。

作成した名簿は、情報漏えい防止のための適切な管理を行うとともにバックアップ体制を構築する。

また、避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、名簿は毎年度定期的に更新を行い、最新の状態に保つように努める。

(3) 区・自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者への避難行動要支援者台帳の提供等

避難行動要支援者避難支援体制整備事業に取り組む区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に対し、平常時から名簿情報の提供に同意している避難行動要支援者の台帳の写しを提供する。

市は、避難行動要支援者台帳の写しの提供に際し、情報漏えい防止のための措置について指導し、写しを受け取った区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、情報漏えい防止のため、適切な管理を行う。

(4) 現に災害が発生、又は発生のおそれがある場合の措置

現に災害が発生、又は発生のおそれのある場合は、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず、消防、警察等の避難支援等関係者へ名簿の提供ができる。

(5) 避難行動要支援者の避難支援

区・自治会、自主防災組織等は、避難行動要支援者を安全に避難支援するため、避難支援者の確保に努めるとともに、日ごろから避難行動要支援者の情報の共有、避難経路の確認、

地域における避難訓練等の実施に努める。

2 個別避難計画の策定 <危機管理監、福祉サービス部>

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「取組指針」が改定され、県においても「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和4年3月）」が作成された。

これを受け、市は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組む。

(1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、市が作成した防災ハザードマップ及び「防災アセスメント調査結果」から危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後から概ね5年程度とする。

個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等関係者を始めとする市内・市外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市が有する各種の広報ツール(ホームページ、SNS、市政だより等)、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設への掲示などを活用し、制度の周知に努める。

(2) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、支援する力は地域によって異なるのが実情であることから、実効性のある個別避難計画を作成するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める。

また、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者(本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など)から情報を把握する。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

ア 更新の契機

- ① 本人、家族の申し出があった場合(意向、申出、届出)
- ② 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認した場合
- ③ 自主防災組織や区・自治会を通じて点検を呼びかけた場合

イ 更新が必要となる事情の変更があった場合

- ① 避難行動要支援者の状態(転居、心身の状況等)
- ② 災害時の情報伝達(緊急連絡先、情報伝達手段等)
- ③ 避難誘導等(避難支援等関係者、避難先、移動手段等)

ウ 更新の周期

- ① 本人又は避難支援等関係者から変更の届出があった場合に随時修正
- ② 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

(5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供する。情報提供の際には、情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い個別避難計画等を回収し、粉碎して処分する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の避難に際しては、避難支援等関係者やその家族等の身体の安全を守ることを大前提とする。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

3 要配慮者への配慮 <危機管理監、経営企画部、福祉サービス部>

(1) 要配慮者への啓発

要配慮者及びその家族に対し、防災に関する広報の充実を図り、地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるように努める。

また、障害者や高齢者等の要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努める。

(2) 高齢者等への配慮

① 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報装置の設置を促進する。

② 手話通訳者やガイドヘルパー等を迅速に派遣するための支援体制整備に努める。

(3) 外国人への配慮

日本語を十分に理解できない外国人が災害時に安全に行動できるよう、以下のような条件、環境づくりに努めるとともに、さまざまな機会をとらえて防災対策の周知に努める。

① 多言語によるパンフレット、チラシ等による広報の充実

② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(4) 避難施設等の環境整備

市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材の備蓄や停電時の対応を考慮した照明等の環境の整備に努める。また、区・自治会、自主防災組織等と協力し、介護の必要な障害者や高齢者等に対し、介護が行いやすい指定避難所（指定福祉避難所）へ誘導するための支援体制の整備に努める。

4 社会福祉施設等の安全対策 <福祉サービス部、健康こども部、消防本部>

(1) 施設の安全対策

施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。また、電気、水道等の供給停止に備えて、入居者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や入居者等の治療等に必要な非常用発電設備の整備を行う。

また、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等、災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 消防計画策定の指導

市は、各施設の管理者が消防計画を策定するにあたり、指導を行い、災害時の入所者・通所者の安全な避難を確保する。消防計画は以下の事項に留意する。

- ① 職員の任務分担、動員体制
- ② 保護者への緊急連絡
- ③ 地域の区・自治会、自主防災組織等との連携等
- ④ 避難誘導に必要な施設・設備の整備

第6 教育施設等の防災対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 保育施設及び学童保育施設	健康こども部	共通
2 公立小中学校	教育部	共通
(1) 防災教育		
(2) 事前準備		

教育施設等の長は、災害時において、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期するため、事前計画を策定する。

1 保育施設及び学童保育施設 <健康こども部>

施設長等は、保育所、こどもルームの立地条件等を考慮し、災害時の応急保育計画策定に努める。策定した応急保育計画については、健康こども部に報告するとともに、速やかに児童及び保護者に周知徹底を図る。

また、災害の発生に備えて以下のような対策を講じなければならない。

- ① 児童の避難訓練の実施、災害時の保護者との連絡・引取り方法を定める。
- ② 市、消防本部、消防署(団)、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- ③ 災害時に、保護者の引き取りが困難な場合の残留児童の保護対策を策定する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定める。

2 公立小中学校 <教育部>

(1) 防災教育

東日本大震災等の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

また、地域において防災活動を行う消防団員等の参画を促し、体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 事前準備

学校長は、学校の立地条件等を考慮したうえ、危機管理マニュアルを策定する。策定した学校安全計画については、教育部に報告するとともに、速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。

また、災害の発生に備えて以下のような対策を講じなければならない。

- ① 防災にかかわる施設、設備について計画的な点検整備を図る。
- ② 児童生徒等の避難訓練の実施、災害時の保護者との連絡・引取り方法を定める。
- ③ 教育部、消防本部、消防署（団）、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡や非常招集の方法を定める。
- ⑤ 学校医をはじめとする医療機関との連絡体制を検討する。
- ⑥ 被災した児童生徒に対する就学援助等について、必要な措置を定める。

第7 帰宅困難者等の事前対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 一斉帰宅の抑制 (1) 基本原則の周知・徹底 (2) 安否確認手段の普及・啓発	危機管理監、関係機関	共通
2 帰宅困難者の安全確保 (1) 一時滞在施設の確保と周知 (2) 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請	危機管理監、関係機関	共通
3 帰宅支援対策 (1) 災害時帰宅支援ステーションの周知 (2) 搬送手段の確保	危機管理監、関係機関	共通

【自助・共助の役割】

市民	・家庭における安否確認のルール化等に関すること
----	-------------------------

市は、帰宅困難者・滞留者に対応するため、地域の安全確保、事業者・学校等への一時待機用食料等の備蓄の啓発等の対策を実施する。県は、複数市町村にまたがる事項や広域に及ぶ対策を実施

し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

■帰宅困難者等とは

災害時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」という。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」という。

1 一斉帰宅の抑制 <危機管理監、関係機関>

(1) 基本原則の周知・徹底

市は、災害発生直後の一斉帰宅行動の抑制のため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を市政だより、ホームページ、リーフレット、出前講座等で普及啓発する。

また、企業、大規模集客施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

市は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板(web177)、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

2 帰宅困難者の安全確保 <危機管理監、関係機関>

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定することを検討する。

(2) 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請

市は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害時の適切な待機や誘導、平常時の訓練を行うよう要請する。

3 帰宅支援対策 <危機管理監、関係機関>

(1) 災害時帰宅支援ステーションの周知

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市政だより、ホームページ、出前講座等を活用した広報を行う。

(2) 搬送手段の確保

市は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者につ

いて、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、災害時の搬送手段を確保するよう努める。

第3節 災害に強いまちづくり

多種多様な都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに、建築物の不燃化促進、耐震性の向上に取り組む。また、市街地再開発事業等により、道路や公園緑地等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを進める。

第1 災害に強い都市構造の形成

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 市街地の整備	都市部、消防本部	共通
(1) 延焼防止のための防火規制 (2) 都市防災の促進		
2 防災空間の保全	都市部、環境経済部、消防本部	共通
3 建築物等の安全対策	危機管理監、各部、消防本部、関係機関	震災
(1) 建築物の耐震診断		
(2) ブロック塀等の倒壊防止対策 (3) 落下物防止対策		

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震補強等に関すること ・ブロック塀の点検、補強等に関すること
----	---

安全な都市構造の形成を図るため、建築基準法及び消防法による規制、防災に十分配慮した土地利用の規制・誘導を始め、千葉県地震防災戦略等の適用も考慮したまちづくりを進める。

1 市街地の整備 <都市部、消防本部>

(1) 延焼防止のための防火規制

市街地における延焼防止を以下により推進する。

ア 防火、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、商業地域や近隣商業地域の比較的高い容積率の地域を中心として面的に指定されている。未指定地域のうち、木造建築物が高密度に集積した市街地や住宅と工場等が混在する地域等、延焼拡大の可能性がある場合には、積極的に指定を検討し、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

また、幹線道路沿道等の建築物について、道路空間と一体となった延焼防止対策により避難路や緊急輸送道路としての機能を確保するため、地域指定を積極的に検討していく。

防火地域や準防火地域の指定にあたっては、既存建築物の状況等を十分勘案するものとし、対象地区、配置、規模、境界等の地域の現状や地域住民の理解と協力が得られる等、指定のための条件が整ったところから順次行う。

イ 屋根不燃区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び第23条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災の促進

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新等が図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

2 防災空間の保全 <都市部、環境経済部、消防本部>

公園、緑地、農地、空地等のオープンスペースについては、災害時に延焼遮断帯、救護活動・物資集積等の拠点、がれき集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場、応急仮設住宅の建設場所等としての活用が可能となることから、防災空間としてのスペースの保全に努める。

- ① 市は、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。
- ② 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高いことから、適切な維持管理に努める。
- ③ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強いまちづくりへの貢献が大きいことから、都市の構造、交通、防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図る。

3 建築物等の安全対策 <危機管理監、各部、消防本部、関係機関>

建築物の倒壊、損傷等の被害を防止するため、耐震性の向上、不燃化の促進、天井やエレベーター、エスカレーターの脱落防止等の対応を図る。

(1) 建築物の耐震診断

ア 公共建築物

災害時に拠点施設や避難施設となる市有建築物については、救助、救援活動等の応急対策を実施するうえで重要度が高いことから、建築物の耐震診断結果に基づき必要な補強、改修等を行ったうえで、その保全に努める。

イ 民間建築物

民間建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」、「四街道市耐震改修促進計画」に沿って、民間建築物所有者に対し、建築物の安全確保に関する広報・啓発に努め、緊急性の高い施設については、建築設備（機械設備、電気設備）と併せて、耐震診断・補強等の促進を図る。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

- ① 用途や規模等の特性によって設定する建築物
 - a 被災時にその機能確保が求められる建築物
例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等
 - b 障害者、高齢者等の要配慮者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

- c 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

例：大型店舗等

- ② 震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路として定めた以下の沿道区域内等に存する建築物

- a 「大震災に対する市町村避難対策計画推進要領」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域
b 千葉県地域防災計画及び四街道市地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域
c 自然水利に面する道路の沿道区域

- ③ 耐震性の不足した木造戸建住宅及び倒壊や延焼により大火に至る危険性の高い区域内の建築物

※四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱 (資料集 資料 1-12)

※四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱 (資料集 資料 1-13)

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀、石塀の倒壊は、人的被害とともに道路閉塞の原因となり、応急対策活動の障害となる。なお、地区計画を定めている多くの地区では、ブロック塀の禁止や高さ制限を行っている。

市は、指定避難所までの経路や学校・幼稚園の通学路等に面したブロック塀を対象に点検を実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

また、自動販売機の転倒防止のため、県、関係団体等と連携し、自動販売機据付基準の周知に努める。

(3) 落下物防止対策

- ① 避難路や人通りの多い道路に面した建築物については、窓ガラスやタイル等の落下による人的被害防止対策について、建築物の所有者等へ飛散防止措置等の啓発を行う。
- ② 外装材（瓦、外壁、窓、看板等）の落下防止対策については、「非構造部材の耐震設計指針」等に基づき指導を進める。

第2 都市基盤整備の推進

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 道路・橋梁の整備	都市部、関係機関	共通
2 ライフライン施設の安全対策	上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	共通
(1) 水道施設		
(2) 下水道施設		
(3) 電力施設		
(4) ガス施設		
(5) 電話施設		
3 被災建築物、宅地の応急危険度判定体制の整備	都市部	地震
(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備		
(2) 被災宅地危険度判定体制の整備		

道路・橋梁、上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設の耐震化等の整備に努め、災害に強い都市の基盤づくりを推進する。

1 道路・橋梁の整備 <都市部、関係機関>

道路・橋梁は、避難経路及び緊急輸送道路として救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等の機能を有しているため、幹線道路（都市計画道路）等を重点的に、新設や補修・改良等の整備に努める。

2 ライフライン施設の安全対策 <上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)>

ライフライン施設については、各所管の機関がそれぞれの事業計画により、耐震性・耐火性・耐浸水性の強化を中心とした予防対策の充実に努める。

■安全対策の主要目標

- 災害時においても機能を維持するための施設の耐震性・耐火性・耐浸水性の強化
- 早期復旧が可能な代替機能を持つ施設の確保
- 供給エリアの分割によって被害を最小限にとどめる自立・分散型ネットワークの確立
- 被災地外からの供給支援を受ける広域的な応急体制の充実

(1) 水道施設

ア 配水管の布設並びに施設の耐震化

老朽配水管の更新、配水施設の耐震性の強化に努める。

イ 相互応援体制の整備

水道事業体等相互の応援については、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「公益社団法人

人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する。

(2) 下水道施設

ア 管路施設の耐震化

地盤が軟弱な地域等において、既存の管路施設の更新時や今後整備される施設は、必要に応じて管路接合部に耐震性能を有する部材等の使用を検討するなど、耐震性の向上に努める。

(3) 電力施設

ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。

イ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(4) ガス施設

ア 都市ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づく。また、供給施設、通信施設及びその他の安全設備について安全化の対策を図る。

イ プロパンガスの安全対策

市は、プロパンガス販売業者等と協力して、災害時における措置や日常の点検等について啓発を図る。

(5) 電話施設

ア 通信施設の確保

- ① 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化構成とする。
- ② 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

イ 災害対策用機器及び資材等の配備

災害が発生した場合、電話サービスを確保し、被害の箇所を迅速に復旧させるため、以下に掲げた災害対策用機器、資材等を配備するとともに、災害時これらの輸送を円滑に実施するための具体的措置を定める。

- ① 可搬無線機等の災害対策用機器及び車両
- ② 施設及び建築用資材
- ③ その他必要な物資

3 被災建築物、宅地の応急危険度判定体制の整備 <都市部>

大規模な地震により被災した建築物・宅地等について、余震等による倒壊、部材の落下、擁壁の崩壊等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制整備を推進する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災時において、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと、千葉県判定支援本部へは民間判定士を、また市内では地元判定士を要請する体制を平常時から整えておく。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

- ① 市は、土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士要請講習会への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに宅地判定士の登録名簿を整備する。
- ② 市は、被災宅地危険度判定に必要な資機材について、千葉県被災宅地危険度地域連絡協議会印旛ブロックと連携を図り事前に準備する。

第3 火災予防

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 防火予防査察	消防本部	共通
2 防火意識の啓発	消防本部、消防団	共通
(1) 住宅防火対策		
(2) 啓発活動		
3 多数の者を収容する建築物の防火対策	消防本部	共通
(1) 防火管理者及び消防計画		
(2) 定期点検報告		
4 大規模・高層建築物の防火対策	消防本部	共通
(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進		
5 文化財の安全対策	教育部	共通
(1) 消防設備の設置・整備		
(2) 防火管理の推進		

【自助・共助の役割】

市民	・家庭内の火災予防に関すること
区・自治会、自主防災組織	・火災予防に関すること
事業所	・事業所の火災予防に関すること

大規模地震発生時に市内の各地で同時火災が発生すると、初期消火の遅れによって被害が拡大するおそれがある。このため市は、市民、事業所等に対し、出火防止対策について指導・啓発を行う。

1 防火予防査察 <消防本部>

消防本部は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

■ 予防査察の主眼点

- 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
- 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているか。
- 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているか。
- こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているか。
- 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないか。
- 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないか。
- その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているか。

2 防火意識の啓発 <消防本部、消防団>

(1) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

(2) 啓発活動

市民への火災予防思想の普及のため、以下のような啓発活動を行う。

- ① 火災予防運動期間（毎年3月1日から3月7日までを春季、11月9日から11月15日までを秋季）の設定
- ② 防火ポスター展（3年毎）の開催
- ③ 防火管理講習会の開催
- ④ 防火対象物及び区・自治会の消防訓練の実施

3 多数の者を収容する建築物の防火対策 <消防本部>

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく以下の事項を遵守させる。

- ① 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- ② 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ④ 収容人員や火気使用等に関する管理・監督業務の実施
- ⑤ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

4 大規模・高層建築物の防火対策 <消防本部>

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から被害の拡大が予想され、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「3 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え以下の事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ① 高水準消防防災設備の整備
- ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ③ 防災センターの整備

5 文化財の安全対策 <教育部>

市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるように設備の設置・整備を行う。(ただし、消防長より特例適用を受けた場合は、その限りではない。)

(2) 防火管理の推進

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行わなければならない。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、消防本部の指導に従い、危険箇所の点検を行う。また、日常的な措置については、防火管理者を定めて消火活動の体制を整備しておく。

第4節 被害防止対策の推進

市で予想される災害について、危険箇所等の調査を進め、結果をハザードマップ等によって公表することにより、危険箇所の周知を図る。また、土砂災害や浸水被害等について、県や防災関係機関等と連携し、被害防止対策に取り組む。

第1 地盤災害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 土砂災害の防止	危機管理監、都市部、県	共通
(1) 危険箇所の調査把握		
(2) 土地利用の適正化		
(3) 土砂災害防止法に基づく対策		
(4) 急傾斜地崩壊対策		
(5) 警戒避難体制の整備		
2 液状化対策	都市部、上下水道部	震災
(1) 道路橋梁		
(2) 上下水道施設		
(3) 建築物		
3 盛土対策	都市部	震災

【自助・共助の役割】

市民	・土砂災害危険性の理解に関すること
区・自治会、自主防災組織	・土砂災害の警戒避難体制に関すること

安全な都市構造の形成を図るため、建築基準法及び消防法による規制、防災に十分配慮した土地利用の規制・誘導を始め、千葉県地震防災戦略の適用も考慮し、防災性の向上を図る。

1 土砂災害の防止 <危機管理監、都市部、県>

土砂災害は、地震動又は降雨に起因する土砂の移動による災害であり、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては多数の死傷者を伴うことが多い。市域では台地の周縁にがけ地が分布し、さらに開発行為による人工的ながけ地が出現している。

そのため、がけ崩れ等の危険が予想される箇所について実態を調査し、土砂災害予防対策を定め、災害時の被害の防止・軽減を図る。

(1) 危険箇所の調査把握

ア 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

市には、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所、土砂災害警戒区域が12箇所（うち土砂災害特別警戒区域1箇所）指定されており、この他に、宅地等に近接する傾斜地が分布しているため、県と合同で定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況や経年変化に伴

う危険性等の当該危険箇所の現況を常時把握する。

イ 市民への周知

市は土砂災害のおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、県・市ホームページや広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により付近住民に対し周知徹底を図り、あわせて一般市民等への周知にも努める。

(2) 土地利用の適正化

土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底や開発事業者等に対する啓発、指導の徹底等に努める。

(3) 土砂災害防止法に基づく対策

ア 土砂災害危険箇所の調査と危険箇所の公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を調査し、土砂災害危険箇所の把握に努め、県ホームページで公表するとともに、関係住民及び市へ周知する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地の区域を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条及び第8条の規定により、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名称	概要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害のおそれのある土地を公示 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を記載 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） 住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

■土砂災害警戒区域の指定基準

急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

ウ 土砂災害警戒区域等における危険回避のための対策

- ① 市は、土砂災害から市民の生命を守るため、迅速な災害情報の伝達や避難実施のための警戒避難体制の整備を図る。
- ② 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して構造的に安全であること。
- ③ 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に沿ったものに限って許可する。
- ④ 市は、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行い、移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通、又はその斡旋に努める。

(4) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の把握

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と協議のうえ、市民の協力を得ながら、「急傾斜地崩壊危険区域」として、県が指定手続きを行う。市においては、急傾斜地崩壊危険区域1箇所が指定（令和4年現在）されている。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

以下の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域内の防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者、被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地崩壊対策事業採択基準に適合し、緊急度が高く、地域住民の協力が得られた場合、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(5) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害危険箇所の点検

台風期や豪雨等、土砂災害の発生が予想されるときは、随時防災パトロールを実施し、

当該箇所での災害発生の特徴についての的確に把握する。

イ 地域住民への周知

銚子地方気象台及び県から、土砂災害警戒情報が発表されたとき、直ちに関係地域住民に対し、避難情報を周知徹底するための連絡体制を確立する。

2 液状化対策 <都市部、上下水道部>

市内で液状化が発生するおそれがある地域は、主に鹿島川、小名木雨水幹線、上手繰川、並木川周辺の低地である。これらの地域に施設や構造物を建設する場合には、適切な対策が講じられるよう液状化対策に関する啓発に努める。

(1) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、地盤改良等により液状化を未然に防ぐ、又は固い支持基盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて橋梁の破壊を防ぐ。

(2) 上下水道施設

老朽化した管路の更新や新規に管路を布設する場合には、液状化防止対策について検討を行い、必要に応じた対策を実施する。

(3) 建築物

液状化のリスクがある地域における住宅等の建築に際しては、ボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

3 盛土対策 <都市部>

市は、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土について、大規模盛土造成地マップを公表し、住民への情報提供等を図るとともに、宅地耐震化推進事業に基づき、危険な盛土の耐震性向上を目的として、宅地スクリーニング調査を進める。

第2 水害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 下水道・排水路の整備	都市部、上下水道部	風水害
2 水害危険区域の周知及び避難	危機管理監	風水害
(1) 警戒避難体制の整備		
(2) 浸水想定区域等の周知		
3 水防計画	危機管理監、都市部、消防本部、消防団	風水害
4 農作物等の水害予防対策	環境経済部	風水害

【自助・共助の役割】

市民	・地域の浸水想定区域の理解に関すること
区・自治会、自主防災組織	・浸水想定区域における避難体制に関すること

市域には、一級河川の鹿島川、小名木雨水幹線や並木川、準用河川上手繰川等が流れている。台風や前線がもたらす集中豪雨等による、道路、住宅、農地等の冠水被害を防止するため、排水路等の整備を進める。

1 下水道・排水路の整備 <都市部、上下水道部>

雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道雨水幹線、排水路等の改修・整備を進める。

2 水害危険区域の周知及び避難 <危機管理監>

(1) 警戒避難体制の整備

浸水想定区域ごとに、水害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他水害を防止するために必要な避難体制の整備を行う。

(2) 浸水想定区域等の周知

浸水想定区域、水害に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合の避難に関する事項、その他浸水想定区域における円滑な警戒避難を確保するうえで重要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した防災ハザードマップの配布や市ホームページによる公表を行う。

3 水防計画 <危機管理監、都市部、消防本部、消防団>

市の一級水系に係る水防計画は、印旛利根川水防事務組合が定める水防実施計画による。なお、市は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備しているが、これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧やがけ崩れ等にも対応が可能となるような整備に努める。

4 農作物等の水害予防対策 <環境経済部>

市は、県や千葉みらい農業協同組合等の関係機関と連携して、農作物の水害防止対策について指導し、被害の軽減を図る。

第3 風害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 構築物等の風害防止対策	都市部	風水害
2 街路樹等の風害防止対策	都市部	風水害
3 農作物等の風害防止対策	環境経済部	風水害

【自助・共助の役割】

市民	・構築物の補強等に関すること
----	----------------

台風、前線に伴う低気圧、異常気象による強風、突風による風害を防止するため、予防体制等の整備を進める。

1 構築物等の風害防止対策 <都市部>

市は、通信施設、既設の看板、広告物、その他の構築物等が、強風により倒壊、落下したり、重複災害が発生したりすることがないように補強を指導する。

2 街路樹等の風害防止対策 <都市部>

倒木等の風害を受けやすい街路樹等は、台風の襲来時期前に剪定を行うとともに、支柱の取替、結束等を行って強風によって起こる被害、それに伴う道路閉塞や架線の断線等の被害をできるだけ未然に防止する。

3 農作物等の風害防止対策 <環境経済部>

強風による農作物の被害を防止するため、防風林の保全、防風ネットの設置等で被害の軽減を図れるよう農業者へ啓発活動を行う。

第4 雪害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 道路等の雪害予防措置	都市部	風水害
2 構築物等の雪害防止対策	都市部	風水害
3 農作物等の雪害予防対策	環境経済部	風水害

市における雪害の危険性は比較的少ないが、大雪発生時においても交通、通信、電力供給の確保等の被害防止を図るため、事前策を講じていく。

1 道路等の雪害予防措置 <都市部>

異常降雪に備え、道路防災総点検（豪雪）を随時実施し、道路等の災害対策のための体制整備に努める。

■主な体制整備等

- 道路のスリップ防止等に必要な砂、融雪剤等の諸資機材の確保に努める。
- 平常時から除雪作業を行う土木関係業者等との協力体制を確立する。
- 除雪に用いる車両、諸機材等の確保に努める。

2 構築物等の雪害防止対策 <都市部>

通信施設、既設の看板、広告物その他の構築物等の積雪被害を防止するため、施設や構築物等の補強を指導する。

3 農作物等の雪害予防対策 <環境経済部>

積雪等による農作物等の被害を防止するため、事前、事後対策を含め関係機関と協力して被害の軽減を図る。

第5 大規模事故災害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 大規模火災対策	消防本部	大規模事故
2 危険物等災害対策	消防本部、県、事業所等	大規模事故
(1) 危険物(消防法第2条第7号)		
(2) 高圧ガス		
(3) 火薬類		
(4) 毒物劇物		
3 航空機事故災害対策	危機管理監、消防本部、関係機関	大規模事故
(1) 情報の収集・連絡体制の整備		
(2) 協力・応援体制の整備		
(3) 消火救難、救急・救助、医療活動にかかる資機材等の整備や備蓄		
(4) 防災訓練		
4 鉄道事故災害対策	危機管理監、都市部、消防本部、関係機関	大規模事故
(1) 各事業者による予防対策		
(2) 行政等による予防対策		
5 道路事故災害対策	都市部、消防本部、関係機関	大規模事故
(1) 道路構造物の対策		
(2) 道路危険物の対策		
6 放射性物質事故災害対策	危機管理監、消防本部、四街道警察署、関係機関	大規模事故
(1) 放射性物質取扱施設の把握		
(2) 情報の収集・連絡体制の整備		
(3) 防護資機材の整備		
(4) 防災教育・防災訓練の実施		
7 大規模停電事故災害対策	危機管理監、都市部、事業所等	大規模事故
(1) 市の予防対策		
(2) 事業所等の予防対策		

【自助・共助の役割】

市民	・情報把握手段の確保に関すること
----	------------------

この計画において、予防対策の対象とする事故災害は、大規模火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故及び大規模停電事故とする。

1 大規模火災対策 <消防本部>

大規模火災に関する予防対策は、「本章 第3節 第3 火災予防」を準用する。

2 危険物等災害対策 <消防本部、県、事業所等>

(1) 危険物（消防法第2条第7号）

災害等に起因する危険物（石油等）の流出、及び火災発生による被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び消防本部は、以下の予防対策に取り組む。

ア 事業所等

- ① 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- ② 消防法別表第一より規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、以下の人員を配置する。
 - a 危険物保安監督者の選任
危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
 - b 危険物保安統括管理者の選任
危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
 - c 危険物施設保安員の選任
危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
- ③ 事業所等の予防対策
 - a 事業所等の自主的保安体制の確立
各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
 - b 事業所相互の協力体制の確立
危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。
 - c 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

イ 消防本部

消防本部の行う予防対策は「本章 第1節 第2 4危険物施設の予防対策」を準用する。

(2) 高圧ガス

災害等に起因する高圧ガスの漏えい及び爆発による被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所、県及び消防本部は、以下の予防対策に取り組む。

ア 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

- ① 防災組織の確立
防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

- ② 通報体制の確立
事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
- ③ 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。
- ④ 相互応援体制の確立
一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所や防災関係機関との間で、防災関係要員や防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
- ⑤ 防災資機材の整備
防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
- ⑥ 保安教育の実施
従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
- ⑦ 防災訓練の実施
取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 県及び消防本部

- ① 防災資機材の整備
県及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
また、県及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(3) 火薬類

災害等に起因する火薬類の引火及び爆発時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所は、以下の予防対策に取り組む。

ア 事業所等

- ① 警戒体制の整備
火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。
- ② 防災体制の整備
災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
 - a 防災組織の確立
事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。
 - b 通報体制の確立
事業所等内において災害等が発生するおそれのあるときや災害等が発生した場合には、その状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法、順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
 - c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

③ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

④ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(4) 毒物劇物

災害等に起因する毒物劇物保有施設等からの流出及び被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者は、以下の予防対策に取り組む。

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

① 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

② 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

③ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

④ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

⑤ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記項目により危害防止に努める。

3 航空機事故災害対策 <危機管理監、消防本部、関係機関>

成田空港及びその周辺地域（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びに羽田空港及びその周辺地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び関係機関が平常時から体制を整備するとともに以下の予防対策に取り組む。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市と関係機関相互間における、情報の収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

市と関係機関相互の協力・応援体制の整備に努める。

(3) 消火救難、救急・救助、医療活動に必要な資機材等の整備や備蓄

市及び関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備と備蓄に努める。

(4) 防災訓練

市及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

4 鉄道事故災害対策 <危機管理監、都市部、消防本部、関係機関>

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生及び被害の拡大を防止するため、市及び鉄軌道事業者は、以下の予防対策に取り組む。

(1) 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

(2) 行政等による予防対策

- ① 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施に努める。
- ③ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

5 道路事故災害対策 <都市部、消防本部、関係機関>

多数の死傷者等を伴う道路災害の発生の未然防止及び災害時の被害の軽減を図るため、市及び道路管理者は以下の予防対策に取り組む。

(1) 道路構造物の対策

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、早期改修に努める。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

■危険箇所の把握・改修の実施内容

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊、法面崩壊による危険箇所や落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。

実施項目	実施者	実施内容
	県	市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。

(2) 道路危険物の対策

ア 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

6 放射性物質事故対策 <危機管理監、消防本部、四街道警察署、関係機関>

市域へ影響を及ぼすおそれのある放射性物質事故が発生した場合、関係機関と連携して迅速に応急対策を講じるため、市、県及び関係機関は以下の予防対策に取り組む。

(1) 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地や取扱物質の種類等の把握に努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 防護資機材の整備

市、県、警察、消防本部は、放射性物質事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射線モニタリング手順、資機材・装備の使用方法等の習熟や関係機関との連携等、放射性物質事故に関する教育を実施する。

イ 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

ウ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

7 大規模停電事故災害対策 <危機管理監、都市部、事業所等>

地震、台風等の災害に起因する長期間の停電事故の発生に備え、市や事業所等は、非常用電

源の整備、燃料の備蓄、再生可能エネルギーの導入等、以下の予防対策に取り組む。

(1) 市の予防対策

市は、非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定締結等により、連携体制の充実を図る。

市は、停電により通信事業者の回線が停止した場合、県や防災関係機関との通信を可能とするため、防災行政無線等の通信手段や情報システム等を整備、維持管理し、非常時の適切な運用を図る。

(2) 事業所等の予防対策

医療機関や民間事業所等においては、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源の確保を促進する。

また、災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、道路管理者、電線管理者等における無電柱化の促進を図る。

第6 災害の防止に関する調査研究

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 防災対策の調査研究	危機管理監	共通
(1) 防災関係機関との情報交換		
(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理		
(3) 市の防災上特に問題となる事項の専門的調査・研究		
2 複合災害への対応方針	危機管理監、各部	共通

災害発生状況は多種多様であり、場合によっては広域的かつ大規模な被害をもたらすことが想定される。市や防災関係機関は都市構造の変化を踏まえて、防災対策のための総合的なシステムの整備を図る。

また、災害に関する調査研究を継続的に実施し、その成果を防災関連計画の見直しに活用する。

1 防災対策の調査研究 <危機管理監>

市は、以下について、防災対策の調査研究を進める。

(1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画、防災情報共有のためのシステム整備等については、連絡を密にして、相互の情報交換に努める。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

(3) 市の防災上特に問題となる事項の専門的調査・研究

- ① 市の防災上問題となる事項については、特に専門的調査・研究を実施するよう努める。
- ② 宅地化の進展をはじめ、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて随時、総合的防災調査を実施していく。
- ③ 情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術について、防災行政への積極的な活用に努める。
- ④ 液状化危険地内の公共施設を中心に、構造物の耐震性及びその液状化対策について調査研究に努める。

2 複合災害への対応方針 <危機管理監、各部>

大規模災害時には、併発して、あるいは後発して地震、台風、大雨等の災害が複合して起こることや、災害に伴う大規模事故やそれに起因する計画停電等の事象が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる可能性がある。市は、こうした可能性があることを認識し、国や県の動向を踏まえ、自然災害に伴う大規模事故や複合災害への対応を図る。

第2章 受援計画

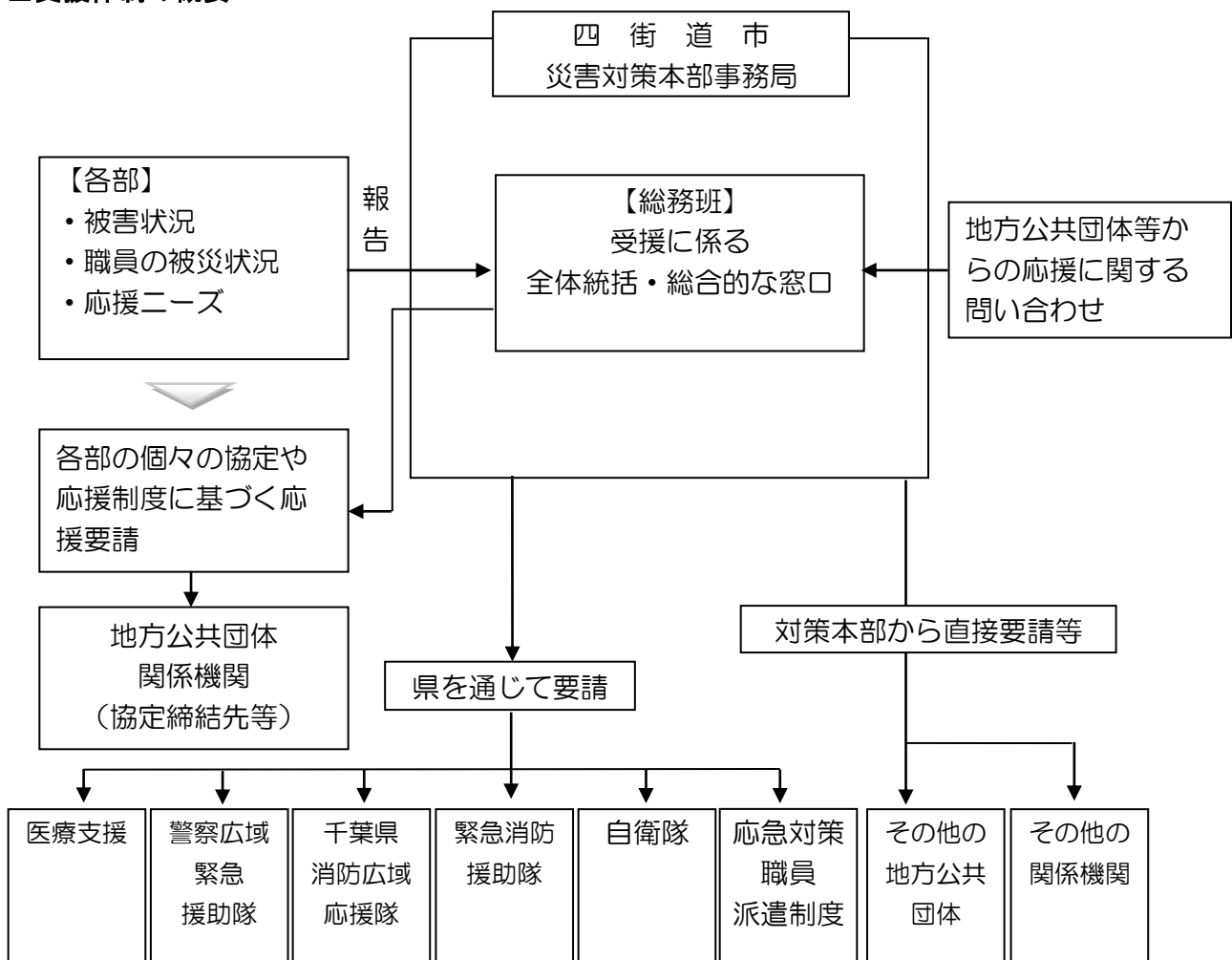
大規模な災害が発生し、職員や庁舎が被災した場合においても、市は、県、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等の応援を最大限活用し、災害対応業務や被災者支援等の業務を行うことが求められる。

災害により行政機能が低下した場合であっても、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急復旧業務を着実に遂行するため、受援計画の基本的事項について定める。なお、受援計画の詳細については、別途定める「四街道市受援実行計画（仮称）」による。

第1節 受援体制の整備

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部において主体的に実施し、全体調整を総務部総務課、人事課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局で構成する総務班（以下「総務班」という。）が行う。

■受援体制の概要



1 受援体制 <総務班>

(1) 総務班の役割

総合的な応援の受入れについては総務班で担当し、役割を以下のとおりとする。

■総務班の受援に関する業務

区分	内容
担当業務	<ul style="list-style-type: none">●人的受援ニーズの取りまとめに関する事●人的・物的支援の要請等、受援の総括に関する事●要請先との連絡調整に関する事●応援職員等の配備に関する事●応援期間中の応援職員等の代表者との調整に関する事●応援者への支援（宿泊場所、飲料水、食料、燃料等の確保）に関する事

(2) 各部の役割

応援を受け入れる各部に受援担当者を置き、応援者の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備及び業務内容の調整を行う。

2 応援要請

自衛隊等の防災関係機関に対しては県を通じて応援要請を行い、応援協定締結自治体には各部より直接応援要請を行う。

その他自治体・団体、ボランティアによる自主的な支援が考えられる。

第2節 人的支援の受入れ

1 応援実施機関・団体等

市に対し、人的支援を行う応援機関・団体等は以下のとおりとする。

- ① 地方公共団体
- ② 消防機関
- ③ 自衛隊
- ④ 総括支援チーム（応急対策職員派遣制度）
- ⑤ 医療機関
- ⑥ 災害時応援協定締結団体
- ⑦ ボランティア（一般・専門）
- ⑧ その他の民間団体等

2 人的支援の受入れ手順

市は、人的支援を円滑に受け入れるための実施事項を以下のとおり定める。

■受入れに際しての実施事項

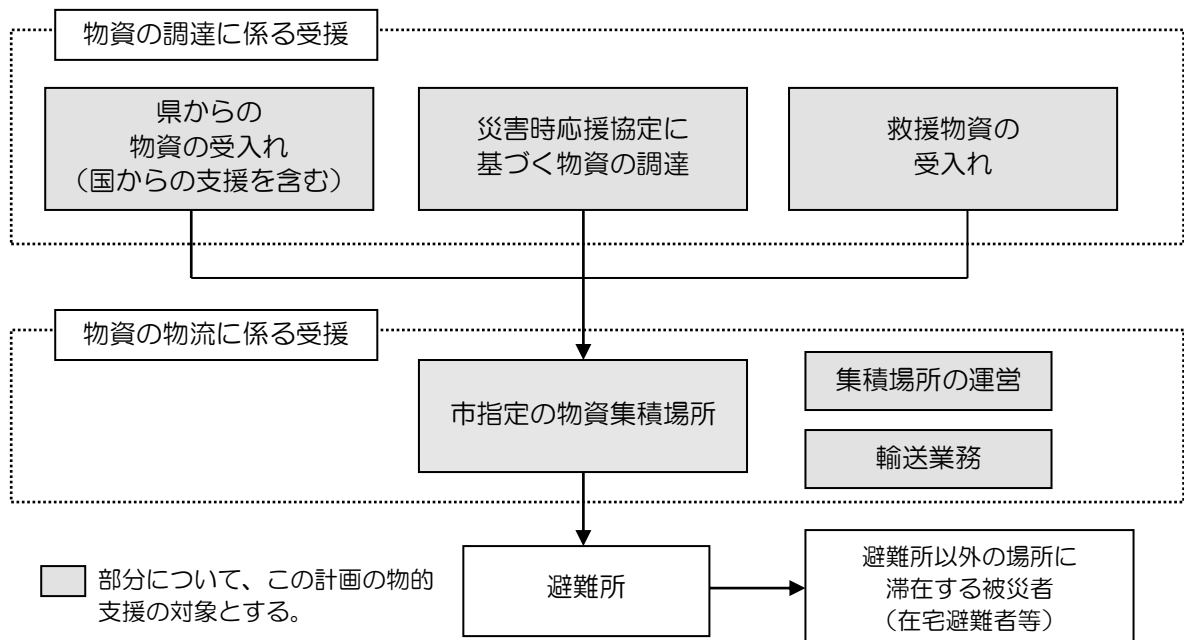
区分	項目
応援要請	●各部からのニーズの調整、取りまとめ ●応援要請の手続き
受入れ準備	●応援人数、到着日時、集結場所の把握 ●必要資機材、執務スペースの確保 ●滞在場所、食料、飲料水等の調整
応援者の受入れ	●各部への応援者の配置、名簿の作成等 ●業務内容の説明、業務の実施等

第3節 物的支援の受入れ

1 物的支援（物資供給）の概要

本計画で対象とする物的支援（物資供給）の概要は、以下のとおりである。

■物的支援の受入れ



2 物的支援の受入れ体制

(1) 支援の受入れ体制

支援物資の受入れに関する事務は総務班が行い、物資集積場所へ到着した物資の配分は環境経済部産業振興課及び農業委員会事務局で構成する物資供給班（以下「物資供給班」という。）が行う。

■総務班、物資供給班の業務

区分	内容
●総務班 物資の調達に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ●物資の確保、配分、在庫管理等の統括 ●必要な関係者との調整
●物資供給班 物資の物流に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ●搬送に必要な車両等の確保・要請 ●避難所ごとの物資ニーズの集約・整理 ●物資の受入れ、荷下ろし、検品、仕分け、荷捌き、積み込み等 ●物資集積場所、搬送拠点の在庫管理

3 物的支援の受入れ手順

市は、支援物資の円滑な受入れ、搬送を行うための実施事項を以下のとおり定める。

■物資受入れに際しての実施事項

区分	項目
物資の支援要請	●避難所の備蓄物資の把握、物資ニーズの予測、取りまとめ ●応援要請の手続き
集積場所の開設・運営	●集積場所への担当職員派遣 ●集積場所被災状況の把握、開設・運営
物資の受領、避難所への搬送	●物資受け取り、保管 ●避難所への搬送、民間業者への協力要請等

第3章 災害復旧・復興計画

災害後、市は、被災の程度、関係公共施設管理者の要望等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を行うとともに、中・長期的視点に立った計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本的な方針を定める。

第1節 市民生活安定のための緊急措置

被災した市民が速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、税の減免、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、各種融資等の施策を講ずる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 被災者に関する支援等	危機管理監、各部	共通
2 生活相談	経営企画部、総務部	共通
3 職業のあっせん	環境経済部	共通
4 市税等の減免等	各部	共通
5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	危機管理監、福祉サービス部	共通
6 被災者生活再建支援金の支給	福祉サービス部	共通
7 災害援護資金等の貸付	福祉サービス部、都市部	共通
(1) 災害援護資金		
(2) 生活福祉資金		
(3) 災害復興住宅資金		
8 農林業者への融資	環境経済部	共通
(1) 融資の種類		
(2) 農業災害補償共済金の支払の促進		
9 中小企業への融資	環境経済部	共通
(1) 市町村認定枠		
(2) 市町村認定以外枠		
10 公営住宅の活用	都市部	共通
(1) 公営住宅の活用		

1 被災者に関する支援等 <危機管理監、各部>

市は、各種支援措置を早期に実施するため、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、公平で効率的な被災者支援の実施に努める。

2 生活相談 <経営企画部、総務部>

市は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取しその解決に努める。また、その内容によっては関係機関に連絡し、連携して対応する。

3 職業のあっせん <環境経済部>

千葉労働局は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案のうえ、県内各公共職業安定所や隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとるなどにより、公共職業安定所を通じて、速やかに就業のあっせんを図る。

また、市は、災害による離職者の状況を把握し、迅速に県に報告するとともに、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、公共職業安定所と連携して臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等を県に要請する。

4 市税等の減免等 <各部>

被災した納税義務者等に対しては、被災以後到来する納期に係る市税や各種使用料等について、条例の定めるところにより、徴収猶予や減免等の緩和措置を行う。

5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 <危機管理監、福祉サービス部>

市は、災害を受けた者に対し、「四街道市災害見舞金等支給要綱」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金の支給を行う。ただし、「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定に該当する場合は、同条例に基づき災害弔慰金もしくは災害障害見舞金を支給する。

- ※四街道市災害見舞金等支給要綱 (資料集 資料 1-11)
- ※千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例 (資料集 資料 1-20)
- ※災害見舞金等支給申請書 (資料集 資料 4-10)

6 被災者生活再建支援金の支給 <福祉サービス部>

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援するため、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災の程度に応じた支援金を支給する。

支給申請は、市に対して行われ、市は申請書を取りまとめのうえ、県へ提出したうえで、県の委託先である(公財)都道府県センターが支給の事務処理を行う。

- ※被災者生活再建支援金支給規程 (資料集 資料 1-17)

7 災害援護資金等の貸付 <福祉サービス部、都市部>

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、以下のとおり生活の再建に必要な資金を貸し付けるが、その際、制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合で、所得金額が一定の範囲内の者に対して、「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき貸付を行う制度である。

- ※災害援護資金支給基準等 (資料集 資料 1-18)

(2) 生活福祉資金

千葉県社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で援護資金の貸付を行う制度である。

- ※生活福祉資金貸付基準等 (資料集 資料 1-19)

(3) 災害復興住宅資金

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている市民に対し、住宅の建設、購入、補修資金について住宅金融支援機構が融資を行う制度である。

8 農林業者への融資 <環境経済部>

災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、融資制度について周知するとともに、制度を適用する場合は、迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 融資の種類

県が、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請する融資は、以下のとおりである。

ア 天災資金

種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の取得、共済掛金の支払等

イ 県単農業災害対策資金

経営安定資金、施設復旧資金

ウ (株)日本政策金融公庫資金

農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金

(2) 農業災害補償共済金の支払の促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができる措置を促進する。

9 中小企業への融資 <環境経済部>

災害により被害を受けた中小企業者に対し、復旧を促進し、商工業の経営の安定を図るため、融資制度について周知するとともに、制度を適用する場合は、迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ① 激甚災害により被害を受けた者
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

- ① 設備資金、運転資金

(2) 市町村認定以外枠

ア 融資対象者

- ① 知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

- ① 設備資金、運転資金

10 公営住宅の活用 <都市部>

災害により住宅を減失した被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の活用を図る。

(1) 公営住宅の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第2節 災害復旧計画

市は、国及び県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。災害復旧事業等に要する費用は、法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
第1 復旧事業実施体制	各部	共通
第2 災害復旧事業計画の作成	各部	共通
1 公共土木施設災害復旧事業計画		
2 農業用施設災害復旧事業計画		
3 水道施設災害復旧事業計画		
4 下水道施設災害復旧事業計画		
5 その他の災害復旧事業		
第3 激甚災害の指定	経営企画部	共通
1 激甚災害の指定手続き		
2 激甚災害に関する被害状況等の報告		
3 激甚災害指定の基準		
4 特別財政援助額の交付手続き		

第1 復旧事業実施体制 <各部>

災害により被害を受けた施設の本格的な復旧を迅速に実施するため、市、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、必要な職員を適正に配備する。

また、応急措置として必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。

第2 災害復旧事業計画の作成 <各部>

公共土木施設や水道・電気・ガス等の施設については、災害直後には応急復旧を行い、その後、災害復旧事業計画を作成し本格的な復旧（以下「本復旧」という。）を行う。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

公共土木施設については、被害後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧を行う。

(1) 道路等施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調

査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

(2) 河川等施設

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は以下のとおりである。

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は、排水機場、天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(3) 砂防、地すべり防止等施設

砂防、地すべり防止等施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

2 農業用施設災害復旧事業計画

復旧を行う必要のある対象は以下のとおりである。

(1) 用水施設

- ① 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

(2) 道路施設

- ① 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(3) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(4) 地すべり防止施設

- ① 地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

3 水道施設災害復旧事業計画

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

- ① 配水の正常化を図るため、早急に漏水対策を行う。
- ② 漏水調査を実施する。
- ③ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

4 下水道施設災害復旧事業計画

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

5 その他の災害復旧事業

災害復旧事業の推進にあたっては、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、以下に掲げる復旧事業計画を策定し、的確な工事等を実施する。

- 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- 都市災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 中小企業の振興に関する事業計画
- その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定 <経営企画部>

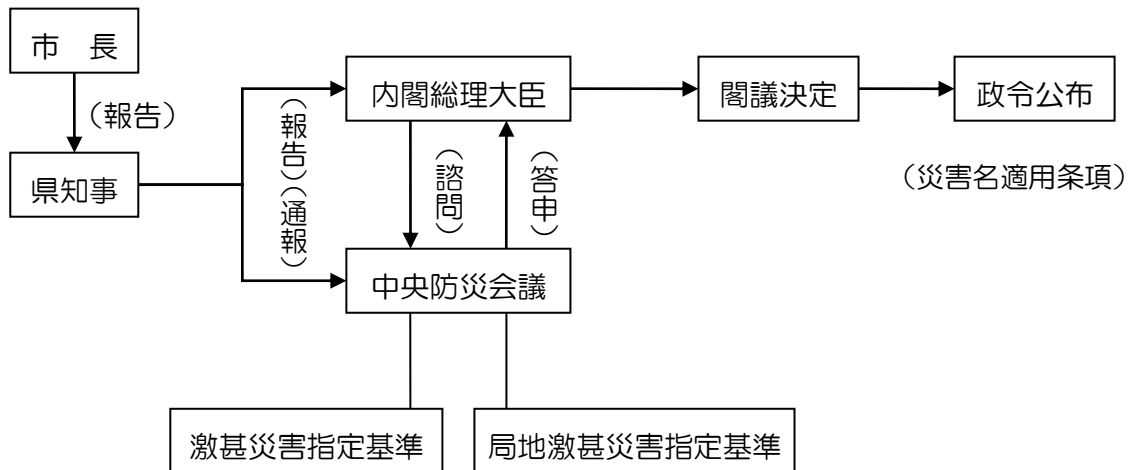
市は、大規模な災害大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きは、おおよそ、以下のとおり行われる。

- ① 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- ② 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
- ③ 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ④ この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- ⑤ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

■激甚災害指定の手続きの流れ



2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、以下に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

※激甚災害指定基準 （資料集 資料1-21）

※局地激甚災害指定基準 （資料集 資料1-22）

4 特別財政援助額の交付手続き

市長は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害にかかわる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の特別の財政援助及び助成

第3節 災害復興計画

市民生活、都市機能、産業、文化等の早期の復興を実現するため、復興事業に着手するまでにとるべき都市計画等に関する手続きの手順や復興都市づくりの目標等についての検討を行い、必要に応じて復興計画等を策定する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
第1 災害復興の基本的な考え方	各部	共通
第2 災害復興体制及び災害復興計画	経営企画部	共通

第1 災害復興の基本的な考え方 <各部>

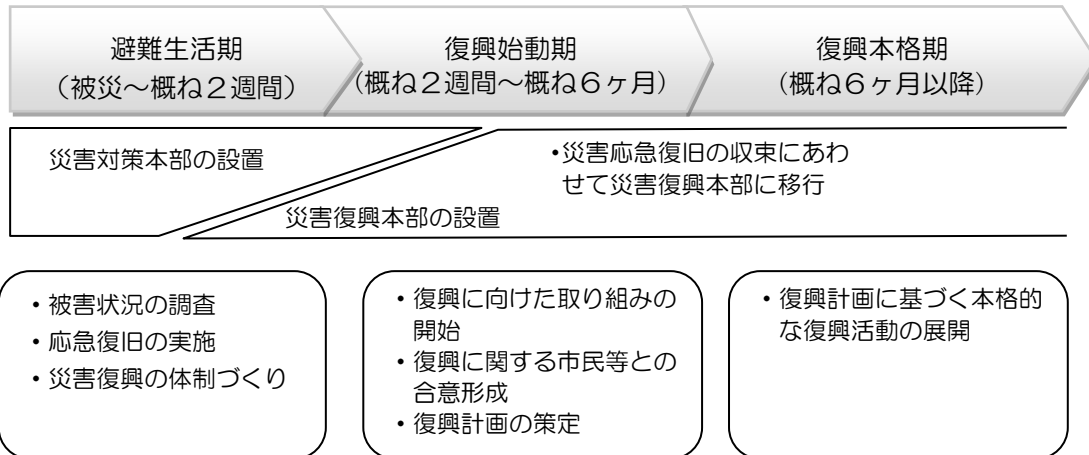
市域が災害による甚大な被害を受けた場合、応急対策により、いち早く市民の日常生活の回復を図るとともに、事後は本格的な復旧による現状の回復にとどまることなく、再び同様の被害を繰り返さないために、被災前よりも「災害に強いまち」を目指した復興都市づくりを実施する。

第2 災害復興体制及び災害復興計画 <経営企画部>

大規模な災害があった場合は、速やかに被害の概況を把握し、大きな被害があり、復興に関わる事業を迅速かつ円滑に進めるために、必要があると判断した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

復興に関連する活動は、応急復旧対策の段階から、質的な変化を伴いつつ、断続的に徐々に進行していくものであるため、災害復興本部は、災害対策本部と連携を図りながら、早期に復興計画を作成したうえで、復興方針に基づいた本復旧と復興を推進する。

■災害復興プロセスのイメージ



■共通項目

部	担当項目		頁
各部	第1章 災害予防計画		1
	第1節 防災体制の強化	第1 応急活動体制の整備	1
		1 初動活動体制の整備	2
		3 応援体制の整備	4
		4 防災拠点の整備	4
		5 業務継続性の確保	6
		第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備	20
		1 行政の備蓄	20
		2 事業所等の関係機関の協力体制の整備	20
		第7 給水体制・給水拠点の整備	21
		1 給水体制の整備	21
	第2節 防災行動力の向上	第1 防災意識の向上	24
		4 防災広報の充実	25
		第2 防災訓練	26
		1 市が行う防災訓練	27
		第4 ボランティア活動の環境整備	31
	1 ボランティア受入れ体制の整備	31	
	第3節 災害に強いまちづくり	第1 災害に強い都市構造の形成	41
		3 建築物等の安全対策	42
	第4節 被害防止対策の推進	第6 災害の防止に関する調査研究	62
		2 複合災害への対応方針	63
	第2章 受援計画		64
	第3章 災害復旧・復興計画		69
第1節 市民生活安定のための緊急措置	1 被災者に関する支援等	69	
	4 市税等の減免等	70	
第2節 災害復旧計画	第1 復旧事業実施体制	73	
	第2 災害復旧事業計画の作成	73	
第3節 災害復興計画	第1 災害復興の基本的な考え方	77	

■各部

部	担当項目		項
第1章 災害予防計画			1
危機管理監	第1節 防災体制の強化	第1 応急活動体制の整備	1
		1 初動活動体制の整備	2
		2 情報収集・伝達体制の整備	2
		3 応援体制の整備	4
		4 防災拠点の整備	4
		5 業務継続性の確保	5
		第4 緊急輸送体制の整備	12
		1 緊急輸送道路の確保	12
		2 集積場所・輸送拠点等の整備	13
		3 緊急通行車両の事前届出等	14
		4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定	14
		第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
		2 指定緊急避難場所等の指定等	16
		5 指定緊急避難場所等の周知	18
		6 避難所における新型コロナウイルス感染症等への備え	18
		第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備	20
		1 行政の備蓄	20
	3 市民等への備蓄啓発	20	
	第7 給水体制・給水拠点の整備	21	
	1 給水体制の整備	21	
	2 給水体制の多重化	21	
	4 事業所等の所有する井戸の活用	22	
	第8 廃棄物処理体制の整備	22	
	2 し尿処理体制の整備	23	
	第2節 防災行動力の向上	第1 防災意識の向上	24
		1 市民による自助の備え	24
		2 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚	25
		3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	25
		4 防災広報の充実	25
第2 防災訓練		26	
1 市が行う防災訓練		26	
第3 自主防災組織等の育成・強化・支援		28	
1 自主防災組織の育成		28	
2 自主防災組織の設立と強化		29	
3 自主防災組織への助成等		29	
4 地区防災計画の作成促進		29	

共通編

		5 事業所等の防災体制の強化	30
		6 各防災組織相互の連携強化	31
		第4 ボランティア活動の環境整備	31
		2 ボランティア意識の啓発	32
		第5 要配慮者の安全確保対策	33
		1 避難行動要支援者への対応	34
		2 個別避難計画の策定	35
		3 要配慮者への配慮	36
		第7 帰宅困難者等の事前対策	38
		1 一斉帰宅の抑制	39
		2 帰宅困難者の安全確保	39
		3 帰宅支援対策	39
	第3節 災害に強いまちづくり	第1 災害に強い都市構造の形成	41
		3 建築物等の安全対策	42
	第4節 被害防止対策の推進	第1 地盤災害予防対策	49
		1 土砂災害の防止	49
		第2 水害予防対策	53
		2 水害危険区域の周知及び避難	53
		3 水防計画	53
		第5 大規模事故災害予防対策	56
		3 航空機事故災害対策	59
		4 鉄道事故災害対策	60
		6 放射性物質事故災害対策	61
		7 大規模停電事故災害対策	61
		第6 災害の防止に関する調査研究	62
		1 防災対策の調査研究	62
		2 複合災害への対応方針	63
経営企画部	第1節 防災体制の強化	第1 応急活動体制の整備	1
		2 情報収集・伝達体制の整備	2
		第4 緊急輸送体制の整備	12
		3 緊急通行車両の事前届出等	14
		第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
	第2節 防災行動力の向上	第5 要配慮者の安全確保対策	33
		3 要配慮者への配慮	36
福祉サービス部	第1節 防災体制の強化	第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
		3 指定福祉避難所の指定	18
		4 指定避難所外の避難者対策	18

	第2節 防災行動力の 向上	第4 ボランティア活動の環境整備	31
		2 ボランティア意識の啓発	32
		第5 要配慮者の安全確保対策	33
		1 避難行動要支援者への対応	34
		2 個別避難計画の策定	35
健康子ども 部	第1節 防災体制の強 化	第3 応急医療体制の整備	10
		1 初動医療体制の整備	10
		2 後方医療体制の整備	11
		3 医薬品等の確保	11
		4 搬送体制の確保	11
	5 市民の役割の周知	12	
	第2節 防災行動力の 向上	第5 避難環境の整備	15
		6 避難所における新型コロナウイルス感染症等への 備え	18
		第1 防災意識の向上	24
		3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	25
		第5 要配慮者の安全確保対策	33
4 社会福祉施設等の安全対策		37	
環境経済部	第1節 防災体制の強 化	第6 教育施設等の防災対策	37
		1 保育施設及び学童保育施設	37
		第4 緊急輸送体制の整備	12
		2 集積場所・輸送拠点等の整備	13
		第5 避難環境の整備	15
	第3節 災害に強いま ちづくり	1 指定緊急避難場所等の整備	16
		第8 廃棄物処理体制の整備	22
		1 廃棄物処理体制の整備	22
		2 し尿処理体制の整備	23
		第1 災害に強い都市構造の形成	41
第4節 被害防止対策 の推進	2 防災空間の保全	42	
	第2 水害予防対策	53	
	4 農作物等の水害予防対策	54	
	第3 風害予防対策	54	
	3 農作物等の風害防止対策	54	
	第4 雪害予防対策	55	
都市部	第1節 防災体制の強 化	3 農作物等の雪害予防対策	55
		第4 緊急輸送体制の整備	12
		1 緊急輸送道路の確保	12
		3 緊急通行車両の事前届出等	14
		第5 避難環境の整備	15

		1 指定緊急避難場所等の整備	16
	第3節 災害に強いまちづくり	第1 災害に強い都市構造の形成	41
		1 市街地の整備	41
		2 防災空間の保全	42
		第2 都市基盤整備の推進	44
		1 道路・橋梁の整備	44
		3 被災建築物、宅地の応急危険度判定体制の整備	45
	第4節 被害防止対策の推進	第1 地盤災害予防対策	49
		1 土砂災害の防止	49
		2 液状化対策	52
		3 盛土対策	52
		第2 水害予防対策	53
		1 下水道・排水路の整備	53
		3 水防計画	53
		第3 風害予防対策	54
		1 構築物等の風害防止対策	54
		2 街路樹等の風害防止対策	54
		第4 雪害予防対策	55
		1 道路等の雪害予防措置	55
		2 構築物等の雪害防止対策	55
		第5 大規模事故災害予防対策	56
		4 鉄道事故災害対策	60
	5 道路事故災害対策	60	
	7 大規模停電事故災害対策	61	
上下水道部	第1節 防災体制の強化	第7 給水体制・給水拠点の整備	21
		2 給水体制の多重化	21
		3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備	22
		第8 廃棄物処理体制の整備	22
		2 し尿処理体制の整備	23
	第3節 災害に強いまちづくり	第2 都市基盤整備の推進	44
		2 ライフライン施設の安全対策	44
第4節 被害防止対策の推進	第1 地盤災害予防対策	49	
	2 液状化対策	52	
	第2 水害予防対策	53	
	1 下水道・排水路の整備	53	
教育部	第1節 防災体制の強化	第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
		2 指定緊急避難場所等の指定等	16
		4 指定避難所外の避難者対策	18
		6 避難所における新型コロナウイルス感染症等への	18

		備え	
	第2節 防災行動力の 向上	第1 防災意識の向上	24
		3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	25
		第6 教育施設等の防災対策	37
		2 公立小中学校	38
	第3節 災害に強いま ちづくり	第3 火災予防	46
		5 文化財の安全対策	48
消防本部	第1節 防災体制の強 化	第1 応急活動体制の整備	1
		1 初動活動体制の整備	2
		2 情報収集・伝達体制の整備	2
		3 応援体制の整備	4
		4 防災拠点の整備	4
		第2 消防活動体制の整備	7
		1 消防組織及び施設の整備充実	7
		2 消防体制の整備	7
		3 救急・救助体制の整備	9
		4 危険物施設の予防対策	9
		第3 応急医療体制の整備	10
		4 搬送体制の確保	10
		第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備	20
		2 事業所等の関係機関の協力体制の整備	20
	3 市民等への備蓄啓発	21	
	第7 給水体制・給水拠点の整備	21	
	2 給水体制の多重化	21	
	3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備	22	
	第2節 防災行動力の 向上	第1 防災意識の向上	24
		4 防災広報の充実	25
		第2 防災訓練	26
		1 市が行う防災訓練	27
		第3 自主防災組織等の育成・強化・支援	28
		2 自主防災組織の設立と強化	29
		5 事業所等の防災体制の強化	30
		6 各防災組織相互の連携強化	31
		第5 要配慮者の安全確保対策	33
4 社会福祉施設等の安全対策		37	
第3節 災害に強いま ちづくり	第1 災害に強い都市構造の形成	41	
	1 市街地の整備	41	
	2 防災空間の保全	42	
	3 建築物等の安全対策	42	
	第3 火災予防	46	

		1 防火予防査察	46	
		2 防火意識の啓発	47	
		3 多数の者を収容する建築物の防火対策	47	
		4 大規模・高層建築物の防火対策	48	
	第4節 被害防止対策 の推進	第2 水害予防対策	53	
		3 水防計画	53	
		第5 大規模事故災害予防対策	56	
		1 大規模火災対策	56	
		2 危険物等災害対策	57	
		3 航空機事故災害対策	59	
		4 鉄道事故災害対策	60	
		5 道路事故災害対策	60	
		6 放射性物質事故災害対策	61	
消防署(団) 消防団	第1節 防災体制の強 化	第2 消防活動体制の整備	7	
		1 消防組織及び施設の整備充実	7	
		2 消防体制の整備	7	
		3 救急・救助体制の整備	9	
	第2節 防災行動力の 向上	第2 防災訓練	26	
		1 市が行う防災訓練	27	
		第3 自主防災組織等の育成・強化・支援	28	
			2 自主防災組織の設立と強化	29
	第3節 災害に強いま ちづくり	第3 火災予防	46	
		2 防火意識の啓発	47	
	第4節 被害防止対策 の推進	第2 水害予防対策	53	
		3 水防計画	53	
区・自治会、 自主防災組 織	第2節 防災行動力の 向上	第2 防災訓練	26	
		2 自主防災組織等の訓練	27	
第3章 災害復旧・復興計画			69	
危機管理監	第1節 市民生活安定の ための緊急措置	1 被災者に関する支援等	69	
		5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	70	
総務部	第1節 市民生活安定の ための緊急措置	2 生活相談	69	
経営企画部	第1節 市民生活安定の ための緊急措置	2 生活相談	69	

	第2節 災害復旧計画	第3 激甚災害の指定	75
	第3節 災害復興計画	第2 災害復興体制及び災害復興計画	77
福祉 サービス部	第1節 市民生活安定の ための緊急措置	5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	70
		6 被災者生活再建支援金の支給	70
		7 災害援護資金等の貸付	70
環境経済部	第1節 市民生活安定の ための緊急措置	3 職業のあっせん	70
		8 農林業者への融資	71
		9 中小企業への融資	71
都市部	第1節 市民生活安定の ための緊急措置	7 災害援護資金等の貸付	70
		10 公営住宅の活用	72